



秋田県
特別支援教育
校内支援体制ガイドライン
(三訂版)

発 刊 に 当 た っ て

平成19年4月に「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなりました。そして、平成26年1月には、我が国が「障害者の権利に関する条約」に批准し、2月に発効しました。これに合わせて関係法令等の整備も行われてきており、平成25年9月に行われた学校教育法施行令の一部改正においては、就学先の決定の仕組みを改め、障害の状態、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定することになりました。また、障害等の変化を踏まえた転学や区域外就学に関する規定の整備、保護者及び専門家からの意見聴取の機会拡大が示されています。

この間、本県においても幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校そして特別支援学校での特別支援教育の体制整備を進めてまいりました。本県における各校（園）の支援体制として、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの配置は、全ての学校で実施されており、個別の支援計画や個別の指導計画の作成、巡回相談員や専門家・支援チームの活用、各種研修も年々充実し、教職員や関係者の障害理解も進んできました。しかし、園・校内委員会の実施回数や具体的な支援の状況からみると、全ての学校（園）において園・校内支援体制が十分機能しているとは言えない状況です。組織としての対応や保護者、関係機関との連携などで、課題や難しさがあるものと推察します。

園・校内支援体制づくりには、校長（園長）の先導的役割が不可欠であり、特別支援教育を学校（園）経営の一つの柱とし、学校評価の重点項目に位置付けることが大切です。そして、特別支援教育を推進する姿勢を前面に出していく上で、特別支援教育コーディネーターの調整や助言を通して、園・校内委員会を機能させ、組織的な実践を積み重ねていく必要があります。また、この組織や機能を保護者に十分理解していただくことも大切であり、その周知は関係機関との連携を深めることにもつながります。

このたび、平成20年3月に改訂・発行した「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」を改訂し、三訂版を作成しました。本冊子は、これまでの7年間にわたる本県特別支援教育に関する事業や相談、研修会状況と各校（園）の実践を踏まえ、園・校内支援体制の指針を示すとともに、実際の支援においては、「気付き・支え・引継ぎ」を要点として、各計画の作成方法や学習面及び行動面の効果的な指導、配慮例を含めて例示するものです。

各校（園）において、特別な支援を必要としている一人一人の子どもたちのために、本冊子が活用され、園・校内支援体制が一層充実することを大いに期待しております。

平成27年3月

秋田県教育庁特別支援教育課長

目次 contents

発刊に当たって	1
I 特別支援教育の推進に係る指針	
・「園・校内支援体制」とは	4
・我が国の特別支援教育の動向	5
・秋田県の基本方向と特別支援教育の体制整備状況	6
・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン	8
・〈資料〉合理的配慮と基礎的環境整備	10
II 各校（園）における特別支援教育の実際	
・特別支援教育に関する園・校内委員会	12
・特別支援教育の年間計画	14
・特別支援教育コーディネーター	16
・特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への支援	
1 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見	19
2 実態把握の方法	20
3 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の障害特性と状態像	22
4 個別の支援計画	24
5 個別の指導計画	28
6 学習面の指導	30
7 行動面の指導	32
III 資料	
・就学手続き	36
・援護制度	37
・関係機関（連絡先）	
1 特別支援学校	38
2 県の教育機関	38
3 特別支援教育地域センター等	39
4 通級指導教室	39
5 福祉機関	40
6 労働機関	40
・様式例、様式	
（様式例）個別の支援計画	41
（様式例）個別の指導計画	42
（様式例）特別支援教育に係る園・校内支援体制確認票	45
（様式例）特別支援教育の年間計画	46
（様式）園・校内支援体制の充実度点検シート	48
（様式）SEN児童生徒チェックリスト	50
引用・参考文献	54

I 特別支援教育の推進に係る指針

「園・校内支援体制」とは

特別支援教育が平成19年4月に法制化され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されることになりました。各校（園）においては、校長（園長）のリーダーシップにより、特別支援教育に関する組織的な支援体制の確立が求められています。

平成19年4月1日付け19文科初第125号通知「特別支援教育の推進について」において、学校経営を行う校長（園長）の責務を次のとおり示しています。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

ここで言う、「次に述べる体制の整備等」とは、次のことを指しています。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

※秋田県では、「個別の教育支援計画」を、関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記しています。

園・校内支援体制の中核となるのは、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援方策の検討等を行うため、園・校内に設置される特別支援教育に関する園・校内委員会です。

特別支援教育コーディネーターは、校長（園長）の指名を受け、園・校内委員会や特別支援教育に関する研修の企画・運営や連絡・調整、支援に関わる関係機関や保護者との連携等を行います。

校長（園長）は、特別支援教育コーディネーターが活動しやすいよう校務分掌に位置付けるとともに、幼児児童生徒や保護者にも特別支援教育コーディネーターの氏名や役割を周知することが大切です。

我が国の特別支援教育の動向

特別支援教育に関する国内の主な動向は、次のとおりです。

- ・平成19年4月 学校教育法の一部改正
- ・平成19年9月 障害者の権利に関する条約に署名
- ・平成23年8月 障害者基本法の一部改正
- ・平成24年7月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）中央教育審議会初等中等教育分科会
- ・平成25年6月 障害者差別解消法成立（一部を除き平成28年4月1日より施行）
- ・平成25年8月 学校教育法施行令改正（平成25年9月1日より施行）
- ・平成26年1月 障害者の権利に関する条約に批准

障害者の権利に関する条約に示された「共生社会の形成」に向けて「インクルーシブ教育システム」の構築が課題であり、その解決に向けて特別支援教育の充実が必要です。

ーインクルーシブ教育システムとはー

障害者の権利に関する条約第24条によると、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶことを目指す仕組みです。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています（合理的配慮についてはP10参照）。

インクルーシブ教育システムでは、同じ場で共に学ぶことを追求しますが、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが本質的な視点です。そのための環境整備として、その時点で子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。

秋田県の基本方向と特別支援教育の体制整備状況

1 第二次秋田県特別支援教育総合整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・

本県では、平成24年10月に、第二次秋田県特別支援教育総合整備計画を策定しました。この計画に基づき、基本理念である障害のある幼児児童生徒の「自立と社会参加」の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うという特別支援教育を推進しています。

<p>— 第二次秋田県特別支援教育総合整備計画の3つの柱 —</p> <p>I 特別支援教育推進のための体制整備</p> <p>II 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実</p> <p>III 特別支援学校における教育の充実</p>

2 本県における特別支援教育の体制整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 各校（園）における園・校内支援体制の整備状況（平成26年11月現在）

学校種	園・校内委員会の設置	園・校内委員会の開催	コーディネーターの指名	個別の支援計画の作成(含作成予定)	個別の指導計画の作成(含作成予定)	研修の受講	外部関係機関の活用
公立幼稚園	100%	100%	100%	89%	100%	80%	100%
小学校	100%	99%	100%	100%	100%	71%	91%
中学校	100%	98%	100%	100%	100%	57%	72%
高等学校	100%	71%	100%	92%	100%	57%	38%

※特別支援教育に関する園・校内委員会の開催頻度（年平均）
 （公立幼稚園：3.1回、小学校：2.2回、中学校：2.2回、高等学校：1.5回）

(2) 本県における特別支援教育支援員の配置、通級指導教室等の整備状況（平成26年度）

公立幼稚園の特別支援教育支援員	15名配置
公立小・中学校の特別支援教育支援員	607名配置
高等学校の学習支援サポーター	6名配置（県立高等学校6校）
通級指導教室	29校（39教室設置）
	主に言語障害対象・・・・・・・・・・16教室（小学校16教室） 主にLD、ADHD対象・・・・・・・・・・23教室（小学校15教室、中学校8教室）
特別支援学級	494学級設置
	知的障害248、肢体不自由35、病弱・身体虚弱16、難聴28、弱視8、自閉症・情緒159

(3) 本県における各校(園)の特別支援教育の推進を支える体制 (平成26年12月現在)

専 門 家 ・ 支 援 チ ーム (窓 口 : 各 教 育 事 務 所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者、医師、臨床心理士、児童心理司、特別支援教育アドバイザー、特別支援学校教員、指導主事等で構成 ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・高等学校等を対象に、専門的意見や巡回相談による助言等 ・ 実態把握と教育的判断、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成と評価に係る助言、ケース会議・教育相談での助言、園・校内支援体制整備支援等
高 等 学 校 特 別 支 援 隊 (窓 口 : 比 内 ・ 栗 田 ・ 横 手 養 護 学 校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育アドバイザー、教育専門監、特別支援学校教員、発達障害者支援センター職員、障害者就業・生活支援センター職員、ハローワーク職員、障害者職業センター職員等からニーズに応じてチームを編制 ・ 高等学校等を対象に、巡回相談及び支援の調整・斡旋等
特 別 支 援 教 育 地 域 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育アドバイザーを配置 (一部、指導主事が兼務) ・ 教育相談、就学相談、諸検査の実施、助言等
教 育 専 門 監 (特 別 支 援 教 育)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態把握、教育的判断、ケース及び園・校内支援体制への助言、研修会講師等
特 別 支 援 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教材・教具の提供、実態把握、個別の指導計画の作成に係る情報提供等
・ ロービジョン支援センター (盲学校内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害に関する教育相談、情報提供、研修等
・ きこえとことば支援センター (聾学校内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ きこえやことばの教育相談・学習指導、難聴疑似体験等
・ サテライト教室 (盲学校、聾学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に応じた教育相談、学習指導・支援等
総 合 教 育 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究及び研修に係る支援、助言 ・ 教育相談
発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援、就労支援、普及啓発及び研修

※この他、医療、保健、福祉、労働等の各関係機関等と連携し、助言や協力、サービスの提供や調整を受ける場合があります。 ※各関係機関の連絡先はP38~40に記載

関係機関等と連携して個別ケースの課題解決を図りながら、各校(園)における園・校内支援体制の整備・充実を図ることが大切です(図1)。

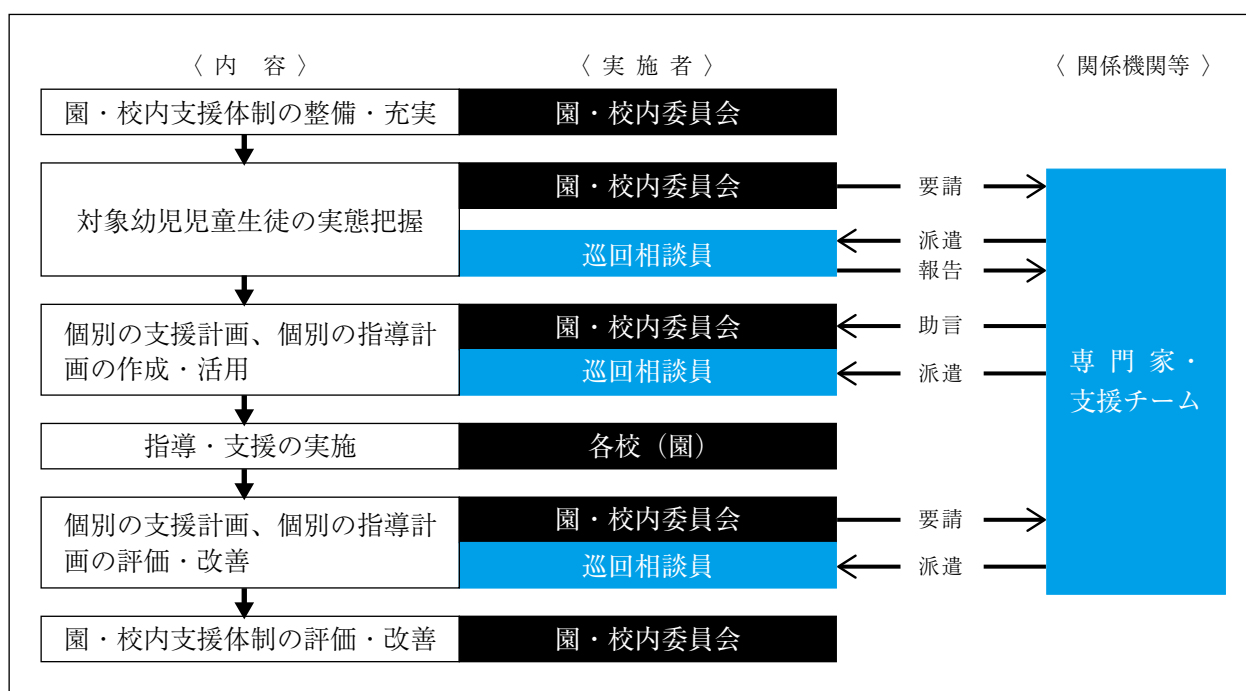


図1 個別ケースの解決を通じた園・校内支援体制の整備・充実(例)

秋 田 県 特別支援教育校内支援体制ガイドライン

指針 1 実効性のある園・校内支援体制の整備

自校（園）の現状と活用できる教育資源を確認し、実効性のある体制を整備します。

- (1) 現在の園・校内支援体制の評価・確認
- (2) 活用できる園・校内外の教育資源等の把握
- (3) 園・校内委員会の設置
- (4) 特別支援教育コーディネーターの指名、分掌への位置付け、周知
- (5) 特別支援教育の年間計画の作成

指針 2 計画に基づく指導・支援の実践

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への的確な指導・支援を実施します。

- (1) 園・校内委員会及び個別ケース会議*の開催
- (2) 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見
- (3) 保護者や関係機関との連携と個別の支援計画に基づく支援の実践・評価・改善
- (4) 園・校内関係者との連携と個別の指導計画に基づく指導の実践・評価・改善
- (5) 就学や進学・転学、就職に係る引継ぎの実施

* 学校（園）の規模や実情に応じて、園・校内委員会とは別に個別ケース会議を設ける場合があります。

指針 3 教職員の専門性の向上と共通理解の推進

自校（園）の教職員の理解推進や指導力の向上を図るために研修を推進します。

- (1) 特別支援教育に関する研修会の実施（共通理解と意識向上）

校内支援体制ガイドラインに基づく活動の流れ

特別支援教育に関する園・校内支援体制の整備

- 1 園・校内支援体制の評価・確認
- 2 活用できる園・校内外の教育資源等の把握
- 3 園・校内委員会の設置
- 4 特別支援教育コーディネーターの指名、分掌への位置付け、周知
- 5 特別支援教育の年間計画の作成
 - (1) 園・校内委員会の計画
 - (2) 必要に応じて、個別ケース会議の設置
 - (3) 研修会の企画・外部研修会の申込み
 ※ 外部機関との連携・活用に係る計画

特別支援教育に関する活動の実践

園・校内委員会

- 1 対象幼児児童生徒の早期発見
- 2 園・校内委員会の開催
 - (1) 対象幼児児童生徒の共通理解
 - (2) 指導・支援方針検討
 - (3) 研修計画の検討
 - (4) 指導・支援状況の評価と共通理解
 - (5) その他（特別支援学級及び通級指導教室の運営、特別支援教育支援員の配置等の検討）

個別ケース会議

- 1 対象幼児児童生徒の確認
(SENチェックリスト、引継資料、行動観察等)
- 2 実態把握
- 3 保護者面談
- 4 個別の指導計画の作成
個別の支援計画の作成
- ※ 指導・支援実施
- 5 評価・改善
各計画の改訂

保護者及び関係
機関との連携

必要に応じて、外部専門家等の活用

園・校内研修会

- 1 園・校内研修会の企画・実施
(特別支援教育セミナー等の事業の活用)
- 2 外部研修会の報告会の実施

活動実践の評価及びその共有、引継ぎ

- 1 対象幼児児童生徒への指導・支援の評価（変容、効果的な指導・支援方法の共有等）
→ 保護者及び関係機関との評価の共有
- 2 特別支援教育に関する園・校内支援体制の評価
※ 園・校内支援体制の充実度点検シート（P48、49）、特別支援教育に係る園・校内支援体制確認票（P45）の活用
- 3 進路先、関係機関との情報の共有、引継ぎ（個別の指導計画、個別の支援計画の改訂）

〈 資 料 〉

－ 合理的配慮と基礎的環境整備 －

合理的配慮は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念です。合理的配慮は、個別の支援計画を作成する中で、保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいとされています。

(1) 基礎的環境整備とは

基礎的環境整備は、国や県、市町村で行う教育環境の整備であり、合理的配慮の基礎となるものです（図2）。

その内容として、施設・設備の整備や専門性のある教員の配置、教材の確保等があげられます。

(2) 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある幼児児童生徒が教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

合理的配慮の検討は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に基づき、学校の設置者及び学校と本人、保護者により、可能な限り合意形成を図りながら行います。また、その内容は、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3点から検討され、個別の支援計画に記載することが望まれます。

合理的配慮決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解することが重要です。

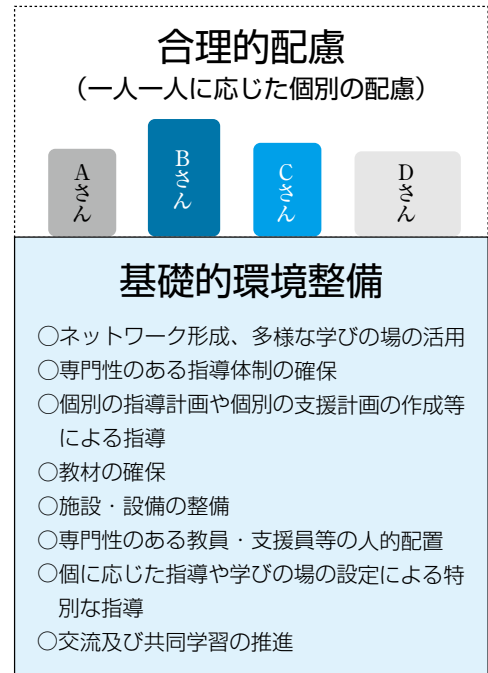


図2 基礎的環境整備と合理的配慮の構成

【合理的配慮の例】

視 覚 障 害	拡大コピーや拡大文字を用いた資料の活用
聴 覚 障 害	身振りや簡単な手話等の活用、視覚による情報の提供
知 的 障 害	理解の程度に応じた学習内容の変更や調整、絵カードや文字カードの活用
肢 体 不 自 由	書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減
病 弱	I C T等を活用した間接的な体験やコミュニケーションの機会の提供
言 語 障 害	周囲の児童生徒、教職員、保護者への構音障害、吃音等の理解啓発
自閉症・情緒障害	実際の体験を設定、活動予定表等の活用
注意欠陥多動性障害	掲示物の整理整とん・精選、目を合わせての指示

合理的配慮や基礎的環境整備に関する参考資料は次のとおりです。

- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
平成24年7月23日 中央教育審議会
- ・「教育支援資料」平成25年10月 文部科学省
- ・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」国立特別支援教育総合研究所

※ なお、合理的配慮は条約や国内法で規定され、その否定は障害を理由とする差別に含まれることを理解することが重要です。

Ⅱ 各校(園)における特別支援教育の実際

特別支援教育に関する園・校内委員会

特別支援教育を各校（園）で、組織的、計画的に推進していくための組織が「園・校内委員会」です。

1 園・校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

平成19年4月1日付け19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」（抜粋）

上記の通知において、校長（園長を含む）は、特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮し、特別支援教育に関する整備とその組織的な機能発揮に向けた指導をするよう示されました。

園・校内委員会の設置については、新たに特別支援教育に係る組織を立ち上げる例と既存の委員会に同様の機能を付加する例があります。また、学年部会や生徒指導会議、成績会議の場で、話題になった幼児児童生徒に対し、特別支援教育の視点で問題解決を図る事例もあり、実質的な園・校内委員会の役割を果たしていることもあります。大切なことは、各校（園）としての支援方針を決め、実効性のある指導・支援を実現する体制を構築することです。

各校（園）の規模や実情によっては、具体的な支援について園・校内委員会で検討することよりも、「個別ケース会議」を別途設定して検討する方が、実効性が高まる場合があります。

2 園・校内委員会の役割と活動

(1) 特別支援教育体制に関する園・校内支援体制の整備・充実

- ① 園・校内支援体制及び外部関係機関の確認と活用検討
- ② 特別支援教育に関する年間計画の立案

(2) 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見と具体的支援の推進

- ① 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の把握と個々の実態把握
- ② 幼児児童生徒への指導及び支援方策の検討（ケース会議の設置）
 - ・「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」の内容確認及び助言
 - ・保護者との共通理解と連携
- ③ 外部関係機関との連携
- ④ 就学や進学、就職等に係る関係機関との連携

(3) 全教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- ・特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導についての共通理解
- ・園・校内研修の企画・実施

「園・校内支援体制の充実度点検シート」（P48、49）及び「特別支援教育に係る園・校内支援体制確認票」（P45）を活用して、自校（園）の支援体制の状況を確認しましょう。

(様式例)

【記入例】特別支援教育に係る園・校内支援体制確認票

		平成〇〇年〇〇月〇〇日作成		(作成者：教頭 〇〇 〇〇)	
学校・園名 〇〇〇立〇〇〇小学校		校・園長氏名		校 長 〇〇 〇〇	
電 話 018〇-〇〇-〇〇〇〇		総括担当者氏名		教 頭 〇〇 〇〇	
1 幼児児童生徒数		〇〇〇名 (うち通常の学級〇〇〇名)			
		支援対象幼児児童生徒数：〇〇名 (1年〇名、3年〇名、6年〇名)			
2 学 級 数		〇学級 (うち特別支援学級： 〇学級)			
		あすなろ学級(知)	教 諭 〇〇 〇〇	担任歴〇年	
		通級指導教室(LD等)	教 諭 〇〇 〇〇	担任歴〇年	
3 園・校 内 委 員 会	(1)形 態	独自の委員会 (名称：)			
		〇 既存の園・校内組織を活用 (名称：教育相談委員会)			
	(2)メンバー	校長、教頭、養護教諭、コーディネーター、各学年主任、担任			
	(3)特別支援教育 コーディネーターの職・氏名	教 頭 〇〇 〇〇		教 諭 〇〇 〇〇 (通級指導教室担当)	
(4)開催予定	4/〇〇	年間計画確認、対象児童確認、緊急時の対応確認			
	8/〇〇	中間評価、困難ケースの検討			
	3/〇〇	年度末評価 (ケース、支援体制) 引継資料の確認			
4 特別支援教育支援員の氏名		〇〇 〇〇 (1年)		〇〇 〇〇 (3・6年)	
5 特別支援教育に 関する研修計画	5/〇〇	支援員配置学年	支援員研修会報告	支援員	
	7/〇〇	全教職員	特別支援教育セミナー	指導主事	
	1/〇〇	全教職員	校内研修会	教育専門監	
6 外部関係機関との 連携	〇〇養護学校 (〇〇教育専門監)		☎ 〇〇 - 〇〇〇〇	研修会講師他	
	〇〇教育事務所 (〇〇指導主事)		☎ 〇〇 - 〇〇〇〇	巡回相談	
	〇〇養護学校 (〇〇教頭)		☎ 〇〇 - 〇〇〇〇	交流及び共同学習	
	〇〇福祉課 (〇〇家庭相談員)		☎ 〇〇 - 〇〇〇〇	保護者支援	

特別支援教育の年間計画

年間を通して園・校内支援体制を機能させ、特別支援教育に全校（園）体制で取り組むためには、特別支援教育の年間計画の作成は必須です。

【小・中学校の例】特別支援教育の年間計画

月	校内委員会	個別ケース会議等	校内研修
4	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内支援体制の確認 ◆校内委員会の組織 ◆コーディネーターの指名 	<ul style="list-style-type: none"> ◆支援対象者の引継ぎ ・個別の支援計画の確認 ・個別の指導計画の確認 ◆特別支援教育支援員の配置 ◆新規支援対象者の確認 (SENチェックリスト等) 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1回校内委員会 ・今年度の方針確認 ・ケース会議 (支援対象者の選定、支援内容・方法の確認) ・研修計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者面談 ◆個別の支援計画の作成 ◆個別の指導計画の作成 ※指導・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育支援員研修会の報告会
6		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育支援員配置校研修
7		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育セミナー
8		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育研修会 (教育専門監派遣要請)
9	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回校内委員会 ・ケース会議 (支援の評価及び改善、支援対象者の選定) ・支援員との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者面談 ◆個別の支援計画の評価・改善 ◆個別の指導計画の評価・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学級スキルアップ授業研修
10		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	
11		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	
12		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	
1		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	
2		<ul style="list-style-type: none"> ※指導・支援の実施 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ◆第3回校内委員会 ・ケース会議 (支援の評価及び改善、次年度の支援対象者の選定) ・年度反省と次年度の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者面談 ◆個別の支援計画の評価・改善 ◆個別の指導計画の評価・改善 	

年間計画作成の手順

- (1) 特別支援教育に係る活動内容を確認する。
- (2) 項目を起こして整理する。(取組例)
 - ①支援体制の整備と共通理解
 - ・園・校内委員会の計画立案
 - ・特別支援教育コーディネーターの位置付け
 - ・職員会議及びPTA等での周知
 - ②支援方法の整備（支援対象者への指導・支援）
 - ・個別の支援計画と個別の指導計画等の作成・評価
 - ・保護者面談
 - ③支援のための連携（関係機関との連絡調整）
 - ・ケース会議
 - ・出身校・園との引継ぎ
 - ・活用できる地域の教育資源等の確認
 - ④理解啓発の推進（園・校内研修会、情報提供）
 - ・職員研修会の開催
 - ・保護者学習会
 - ・学校報、園だより、学級通信
- (3) 年度始めの園・校内委員会で計画を確認する。

年間計画作成時の留意点

- (1) 既存の組織の活用等、学校（園）の実情を踏まえて計画を立てる。
- (2) 学習指導、生徒指導、進路指導等の計画と関連付ける。

年間計画の評価・改善

- (1) 園・校内委員会において、中間と年間の評価を行う機会を設ける。
- (2) 「園・校内支援体制の充実度点検シート」等を活用し、客観的な視点から評価する。
- (3) 評価から見いだされた課題を解決するように具体策を園・校内委員会で検討し、次期計画へ明記する。

関係機関との連携・活用等
◆各種研修会申込み ・特別支援教育セミナー ・特別支援学級スキルアップ授業研修 ・特別支援教育支援員配置校研修 ・コーディネーター研修会 ◆特別支援教育支援員研修会受講
◆専門家・支援チーム巡回相談要請 ・教育的判断 ◆教育専門監派遣要請 ・個別の指導計画作成助言 ◆総合教育センターC講座の申込み ◆新任特別支援教育コーディネーター研修会第Ⅰ期受講
◆新任特別支援教育コーディネーター研修会第Ⅱ期受講 ◆他校への教育相談（以降随時）
◆交流及び共同学習実施（以降随時）
◆教育相談の受入れ（以降随時）
◆総合教育センターC講座受講
◆新任特別支援教育コーディネーター研修会第Ⅲ期受講
◆専門家・支援チーム巡回相談要請 ・支援の評価と個別の指導計画等の改善への助言

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、校長（園長）からの指名を受け、各校（園）における特別支援教育の推進のため、主に園・校内委員会及び園・校内研修会の企画・運営、関係機関等との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

1 特別支援教育コーディネーターの役割・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）園・校内における役割

- ・ 園・校内委員会のための情報の収集、連絡・調整
- ・ 担任等への支援
- ・ 校内研修の企画・運営

（２）関係機関等との連絡・調整などの役割

- ・ 関係機関等の情報収集・整理
- ・ 関係機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
- ・ 「専門家・支援チーム」「高等学校特別支援隊」や特別支援学校、医療、保健、福祉、労働機関等との連携

（３）保護者からの相談窓口

- ・ 保護者との信頼関係の構築
- ・ 保護者の心情に十分配慮し、必要に応じて、関係機関との連携による相談実施

2 守秘義務・倫理・・・・・・・・・・・・・・・・

学校（園）間や関係機関と連携する際に共有する情報は個人情報であり、本人や保護者の意向を確認するとともに、その取扱いには十分注意しなければいけません。取得・提供する情報については、事前に承諾を得ることが極めて重要です。

個人情報の取扱いは、慎重に行うことが必要ですが、幼児児童生徒の支援を行う上で必要な情報が引き継がれないということを避けるために、日頃から教職員や保護者と共通理解を図っておくことが大切です。

3 個別ケース会議の運営・・・・・・・・・・・・・・・・

個別ケース会議は、支援対象となる幼児児童生徒に対する具体的な指導や支援について、個別の支援計画及び個別の指導計画を基に検討したり、評価・改善を行ったりする会議です。学校（園）の規模や実情に応じて、園・校内委員会で同様の会議を行う場合もあります。

参加者全員が会議の目的と具体的な到達目標を理解して参加することが大切です。

個別の支援計画や個別の指導計画などに基づいて協議します。必要な資料等はできるだけ簡潔なものとし、事前に目を通すことができますようにします。

各担当が必要な指導や支援を協働で進めることができるように、会議の終わりには具体的な支援に向けた行動計画をまとめます。

（1）個別ケース会議の目的

個別ケース会議の目的は、園・校内委員会で支援対象となった個々の幼児児童生徒への指導及び支援方策を具体的に決定すること、また、その指導及び支援の経過を踏まえて指導及び支援計画の評価・改善を行うことである。必要な時に必要なメンバーで開くことができるように園・校内体制を整えておくことが必要である。

個別ケース会議で話し合われた内容は、園・校内委員会などで報告し、管理職の承認を得るとともに関係者で共有する。

（2）個別ケース会議の内容

① 設定期間内の個別の支援計画及び個別の指導計画の評価を次の観点で行う。

- ・ 指導及び支援の実施状況
- ・ 対象幼児児童生徒の変容
- ・ 効果的な指導・支援方法
- ・ 成果の発展・応用の可能性
- ・ 今後の課題等

② 次期の個別の支援計画及び個別の指導計画を立案する。

（3）個別ケース会議の開催（会議運営上の工夫例）

① 事前の準備

- ・ 会議を開催するに当たっては、対象幼児児童生徒に関する資料として、個別の支援計画や個別の指導計画を活用するよう努める。

② 会議当日

- ・ 会議の終了時刻をあらかじめ明示するとともに、できるだけ短時間で終わるよう進行を工夫する。（例：「会議の目的」と「どのような結論が出れば終了なのか」を、会議の最初に確認する）
- ・ 意見交換は、黒板等の活用により視覚化し、まとめたり関連付けたりしながら進行する。合意した内容等について黒板等で確認する。

③ 会議後の連絡・調整

- ・ 特別支援教育コーディネーターは、会議での合意形成が具体的な計画に反映されるように、その後の指導や支援の状況についても把握し、関係者へ情報提供する。また、必要に応じて指導を行っている教職員を支援する。

4 特別支援教育に関する研修・・・・・・・・・・・・・・・・

教職員の資質向上により、学校（園）全体としての指導・支援技術や支援の実効性を高めます。特別支援教育コーディネーターが中心となり、計画的に研修会を企画するとともに、一人一人の教職員が、日常的、主体的に研修を進めていくことが大切です。

（1）園・校内研修会の実施

① 必要とされる研修項目

- ・ 特別支援教育及び障害についての基礎知識
- ・ 幼児児童生徒の実態把握、効果的な指導や支援方法、指導や支援の評価について
- ・ 園・校内支援体制、個別の支援計画、個別の指導計画について等

② 研修の回数

- ・ 年2回程度実施すると効果的である。他の研修との関連を図ったり、出張報告会と併せるなど、実施方法を工夫したりして必要な研修時間が確保できるように配慮する。

③ 研修の方法

- ・ 講義・演習・・・外部講師（教育専門監、医療・保健・福祉・労働等の専門家等）の活用
 - ・ 事例検討・・・全教職員による個別ケース会議の実施
 - ・ 研修報告・・・外部研修の受講者からの報告等
 - ・ 見学・・・先進校・園の見学
- 少人数の討議や体験的な方法を取り入れて、主体的に取り組めるようにする。
- また、研修の目的に合わせて方法を選んだり、組み合わせたりしながら短時間でも効果を上げるよう工夫する。

（2）校外研修への積極的参加

県教育委員会、総合教育センター、各教育事務所、市町村教育委員会、特別支援学校等が開催する研修等に参加し、力量を高めていくことが大切である。

また、園・校内支援体制の充実のために、校外での研修の成果を自校（園）の教職員に還元する機会を設けることも大切である。

秋田県教育委員会が実施する研修会（平成26年度実施分より抜粋）

名 称	対 象	備考（案内・申込先）
特別支援教育セミナー	小・中学校	研修案内参照
特別支援学級スキルアップ授業研修	小・中特別支援学級	研修案内参照
新任特別支援教育コーディネーター研修会	幼保、小・中・高・特*	各校（園）へ案内
上級特別支援教育コーディネーター養成研修会	小・中・特*（推薦者）	推薦者所属校へ連絡
特別支援教育支援員研修会	小・中	研修案内参照
特別支援教育かがやきミーティング	幼保、小・中・高・特*等	各校（園）へ案内
特別支援教育支援員配置校研修	支援員配置校	研修案内参照
総合教育センターC講座	※講座による	ホームページ参照

特*：特別支援学校を指します。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への支援

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒については、園・校内委員会で選定され、保護者の承諾を得た後、園・校内委員会又は個別ケース会議で指導及び支援方針を具体的に検討します。指導及び支援の実践は学級担任や教科担任等が中心となって行いますが、園・校内委員会や個別ケース会議のメンバーがチームとなり実践を支援することが重要です。

1 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見・・・・・・・・

一人一人に適切な教育的支援を行う前提は、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に気付くことです。周囲に影響を及ぼす行動だけでなく、本人が困っている様子にも気付けるように、「視点」を定めて様子観察等を行う必要があります。

教職員の気付きをもとに、園・校内委員会や個別ケース会議へつなげることが大切です。

〔組織的、計画的に気付くための手立ての例〕

- ・年度当初にSENチェックリスト（P50～53）を全幼児児童生徒（新入生）に実施する。
- ・チェックで気になる幼児児童生徒について、園・校内委員会のメンバーで観察する。
- ・園・校内委員会で支援の必要性を検討する。

※ SENとは、Special educational Needsの頭文字をとった語。特別な教育的ニーズと訳される。）

〔学級担任や教科担任、特別支援教育支援員等が日常の指導・支援の中で気付く例〕

（1）幼児児童生徒が困っている状況からの気付き

- ・いつもみんなから行動が遅れる。ぼんやりとしていることが多い。
- ・いくら練習をしても音読が上達しない。
- ・書字に必要以上に時間がかかる。枠から文字がはみ出る。

（2）指導上の困難からの気付き

- ・授業中に立ち歩き、指導してもすぐ離席する。
- ・授業中でも思いつくまま、関係のない話題を話す。
- ・注意をするとすぐに怒り出したり、泣き叫ぶなどの興奮状態になったりする。

（3）保護者相談での気付き

- ・家庭学習に取り組ませることに苦勞する。
- ・整理整とんや学習の準備が一人でできない。

— 気付きから理解、支援へ —

つまずきや困難などの状況を理解し、それらの原因を探る際には、学習障害や注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害等、様々な障害の特性を把握し、それらの視点も加えて考えてみる必要があります。これにより幼児児童生徒を理解する視点が広がり、適切な対応につながることもあります。

また、その気付きを関係者で共有し、学校（園）全体での支援につなげることが大切です。管理職は、担任教師や教科担当、特別支援教育支援員が悩みを一人で抱え込まず、率直に話せる機会を設定するなどの園・校内の体制づくりに努めます。

なお、教員はつまずきや困難の把握は行いますが、障害の診断や判断はできないことに留意してください。

2 実態把握の方法

実態把握の方法には、行動観察や保護者からの聞き取り、心理検査等があります。実態把握に当たっては、指導や支援に必要な情報を収集し、具体的な目標設定に向けて情報を整理することが大切です。

（1）実態把握の方法

- ① 行動観察
 - ・ 対人関係、集団行動、コミュニケーション、友達との関わり
 - ・ 得意・不得意、好き・嫌い、興味・関心、基本的な生活習慣、健康状態
- ② 学習状況の把握
 - ・ 各教科のテストやノート、作文、日記、作品
 - ・ 標準的な学力検査、学業成績、運動能力、学習態度
- ③ 聞き取りによる把握
 - ・ 家庭での様子（家族構成、生活パターン、生活環境、相談・療育歴、生育歴等）
 - ・ 保護者や本人のニーズ
- ④ 心理検査による把握
- ⑤ その他の実態把握
 - ・ 関係機関からの情報（出身校・園、医療機関等）
 - ・ 各種資料（家庭調査票、指導要録、指導記録、かがやき手帳、就学支援シート、連絡ノート等）

（2）実態把握をする際の留意点

- ① 本人・保護者の心情に十分配慮する。
- ② 複数で実態把握を行い、多面的に理解する。
- ③ 苦手な面だけでなく得意な面やうまくいっている面、好きなことなども把握する。
- ④ 過去に得た情報と現在の状況を考え合わせ、必要な新しい情報を入手する。

各発達段階で見られる状態像（例）

発達段階	状態像
乳 児 期	要求の発信が弱い、感覚が過敏又は鈍感、働きかけへの反応が鈍い、等
初期幼児期	多動性、こだわり、言葉の獲得の遅れ、自律性の獲得の遅れ、等
後期幼児期	コミュニケーション能力の遅れ、ルール理解の遅れ、微細運動の遅れ、集団行動困難、文字に関心を示さない、絵が描けない、語音の聞き違い、等
児 童 期	読み書きや算数の学習の遅れ、注意集中が困難、衝動性、整理整頓が苦手、姿勢の崩れ、対人スキルの遅れ、不器用さ、運動が苦手、等
青 年 期	対人トラブル、独りよがりな言動、激しい思い込み、大人への過度の抵抗・非行、ノートが取れない、提出物が出せない、学力不振、不全感、自己肯定感の低下、等

（３）心理検査等の実施と活用

心理検査等は、幼児児童生徒の知能水準や認知特性を理解し、個々に適した学習方法や具体的な支援につなげていくために実施します。実態把握においては、検査の結果と行動観察等による情報を合わせて、それらの情報の意味を考えたり解釈したりしながら、総合的に幼児児童生徒の状態を捉えることが大切です。

- ① 検査の目的
 - ・ 幼児児童生徒の知能水準や認知特性を把握する。
 - ・ 検査結果を基につまずきの背景を理解する。
- ② 検査実施上の留意点
 - ・ 保護者の同意を得る。
 - ・ 可能な限り、検査の目的を幼児児童生徒へ伝える。
 - ・ 活用の目的、年齢及び能力等に応じた検査を選択する。
 - ・ 個人情報の取扱いに十分に注意する。
- ③ 検査結果の活用
 - ・ 適切な実態把握につなげるために、検査結果だけではなく行動観察や学習面、生活面の情報等と合わせて総合的に把握し解釈する。
 - ・ 保護者、幼児児童生徒、関係者へ検査結果を報告する。
 - ・ 結果に基づき、個々に適した学習方法や具体的な支援を検討し、実践へ反映する。

療育・教育分野で活用される主な心理検査等

検査の種類	検査名
発達に関する検査	・ 新版K式発達検査2001 ・ KIDS乳幼児発達スケール
社会性に関する検査	・ 新版S-M社会生活能力検査
個別式知能検査	・ 田中ビネー知能検査V ・ WISC-IV知能検査 ・ 日本版KABC-II
言語発達に関する検査	・ ITPA言語学習能力診断検査 ・ PVT-R絵画語い発達検査 ・ LCSA言語・コミュニケーション発達スケール
自閉症に関する検査	・ PEP-3自閉症・発達障害児教育診断検査（三訂版） ・ 精研式CLAC-II
その他の検査	・ MEPA-Rムーブメント教育・療育プログラムアセスメント ・ フロステイグ視知覚発達検査

知能指数（IQ）だけではなく、個人内差に着目することで指導方針が明確になります。

※ 個人内差とは、個人の知的能力と学力との差、知的能力間の差、学力間の差を指します。

（４）把握した情報の集約と活用

- ① 他の情報の収集と整理
 - ・ 必要な情報を選択し、整理して実態をまとめる。
 - ・ 困難さの状況や原因、うまくできる状況や要因などについて明らかにする。
- ② 情報の活用～「個別の支援計画」「個別の指導計画」の作成
 - ・ 困難さの状況や長所を含めた特性、支援方針等について職員間で共通理解をする。
 - ・ 困難やつまずきのある領域や課題、問題となる状況を特定するとともに、生かすことができる長所を明確にして、具体的な教育目標や指導内容及び方法を検討する。

3 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の障害特性と状態像・・・

幼児児童生徒を理解するためには、基礎知識としてそれぞれの障害特性を把握しておくことが大切です。しかし、その現れ方は一人一人異なることから、障害名のみにとらわれることなく、多面的に実態把握を行うようにします。

様々な障害がありますが、ここでは主に発達障害に分類されるものについて取り上げ、障害の説明と具体的な状態像を説明します。

● 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち、特定のものについて著しい困難を示す状態です。

字の形や大きさが整っていない／漢字の細かいところを間違える／板書を書き写すことが苦手（読み間違い）／聞き間違いや聞き漏らしが多い／計算に時間がかかる／図形問題や長文読解が不得手／手先が不器用等

知的発達面に遅れはなく、指示を聞いて取り組むべき課題については理解することができます。しかし、実際に読んだり、書いたり、計算したりなどの学習が難しいために、失敗経験を多く積み重ねることがあります。また、「発表はよくできたのに簡単な文章が書けない」など、本人の努力不足が原因と見なされ、苦手なことを何度も練習させられたり、無理強いされたりすることにより、学習意欲が著しく低下することがあります。

● 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

不注意 長い時間、人の話が聞けない／忘れ物やなくし物が多い等

衝動性 順番を守れず割り込む／ささいなことでカッとなる／他の人がしていることを遮ったり、邪魔したりする等

多動性 落ち着きがない／ずっと話している／手近な物をいじる等

故意に不適切な行動をとるのではなく、自分の気持ちや行動をコントロールできずに無意識にとった行動が、結果として問題になることがあります。不注意な誤り、早合点などが多く、よい結果につながりにくい傾向があります。また、抑えきれない多動や衝動的な行動は、自分勝手な振る舞いに見えたり、他者の妨害につながったりすることから、友達とのトラブルが多くなり、叱責されることも多くなります。その結果「自分はだめな人間である」と感じる等、自己評価が低下することもあります。

● 広汎性発達障害（高機能自閉症、アスペルガー症候群などを含む）

自閉症スペクトラム障害とも呼ばれます。①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言語の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることなどが特徴です。

※ 高機能自閉症：①～③の特徴はあるが知的発達の遅れがないもの

※ アスペルガー症候群：知的発達の遅れがなく、かつ言語の発達の遅れがないもの

社会性 友達関係を築けない／人の気持ちが読み取れない等

コミュニケーション 言葉の言外の意味や皮肉を理解できない／抑揚がなかったり、丁寧すぎたりするなど独特な話し方をする等

こだわり 限定された興味に熱中する／考え方や行動に融通性がない／大声や否定的な言動に拒否反応を示す等

先の見通しがもてないことへの不安感が大きく、予想外の出来事が多い学校生活は本人にとって大きなストレスとなる場合があります。相手の気持ちを推し量ったり、場面状況を把握したりすることに困難があるため、周囲の幼児児童生徒と同じ行動がとれなかったり、わがままで自分勝手な行動ととられたりすることがあります。本人が納得しないまま、周囲からの叱責や失敗が積み重なると情緒的に不安定になり、パニックを起こすこともあります。

失敗から学ぶことが難しい傾向にありますので、事前にスケジュールや終了の目安を視覚的に示したり行動の規範を示したりしながら、成功経験を積めるよう配慮することが大切です。

また、発達障害以外にも次のような幼児児童生徒もいます。

● 境界領域知能

知能指数（IQ）が、おおむね70から85の範囲にあります。知的障害と診断されない場合が多く、話す力や言葉の理解、形を認識する力や状況を理解する力などが年齢に比べて全般的に低い傾向にあります。

指示が理解できない／要領が悪く作業に時間がかかる／簡単なことなら話せるが複雑な内容は伝えられない／記憶することが不得手で覚えられない等

抽象的な思考が苦手な面があり、小学校中学年頃から学業不振のため学習に対する意欲が著しく低下することがあります。また、物事を判断する力に弱さがあり、その結果、社会的に不適切な行動をとってしまうことがあります。

発達障害等があっても、幼児児童生徒の特性に応じた支援があれば、適応状態は改善します。

学習面や生活面、対人面などで、本人なりに解決できる方略を身に付けることが指導上の大きな目標です。

4 個別の支援計画

「個別の支援計画」は、保護者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等が幼児児童生徒の障害の状態等に関わる情報を共有し、各機関の専門性を発揮しながら、生涯にわたって的確で一貫した支援を行うことを目的として作成されるものです。

「個別の支援計画」の作成・活用により、①障害のある子どもの教育的ニーズの把握、②支援内容の明確化、③関係者間の共通認識の醸成、④家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携強化、⑤定期的な見直し等による継続的な支援、などの効果が期待できます。

※秋田県では「個別の教育支援計画」を、関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記しています。

(様式例)

平成〇〇年度

個別の支援計画

【 〇〇〇立〇〇〇学校 】

氏名	〇〇 〇〇	性別	男	学年・組	〇年〇組	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
本人の希望や願い	※本人からの聞き取りが難しい場合は行動観察から気持ちを読み取ります。						
保護者の希望や願い	※保護者の積極的な参画を促し、保護者の意見を十分に聞き取ります。						
教育的ニーズ	※本人や保護者の希望を踏まえ、必要となる教育的ニーズを明らかにします。 (例) 課題に取り組むためには、やるべきことが分かり集中できる環境が必要である。						

作成日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ()		作成者名	〇〇 〇〇 (所属名)			
評価日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ()						
支援目標	※評価日までに達成可能な具体的な目標を記載します。 場合によっては、支援者の行動目標を記載する場合があります。 (例：学習に長く集中できるための条件や効果的な環境設定を見いだす。)						
項目	支援内容		支援機関・担当者	評価			
教育	①教示・指示、教材の提示は、注目を促してから行う。 ②取り組む活動を理解しているか確認する。		①学級担任 ②特別支援教育支援員	①音読させることで、内容の理解につながる。(聴覚情報が有効) ②周囲の状況によって左右されるため、個別の言葉かけが必要。			
医療	③薬の処方		③主治医 様子観察：学級担任	③効果が認められる。副作用は特になし。継続しながら成功体験を積む。			
総合評価							

上記の情報を支援関係者に開示することに同意します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 保護者氏名 〇〇 〇〇 印

（１）個別の支援計画の作成対象

次に示す幼児児童生徒のうち、特に関係機関との連携による支援を実施する必要がある者や就学、進学、就職などで進路先へ情報を引き継ぐ必要がある者を対象とする。

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒
- ② 通級指導教室を利用する児童生徒
- ③ 通常の学級に在籍し、学習・生活上、特別な支援を必要とする幼児児童生徒

（２）個別の支援計画の作成・活用のポイント

- ① 本人、保護者の希望や願いに基づき、学級担任が作成する。作成に当たっては、園・校内委員会や個別ケース会議で内容を検討・確認する。
- ② 必要に応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の参画を得て、各関係機関等が行う支援内容、担当者等を明記する。
- ③ 保護者と合意形成した上で決定した「合理的配慮」の内容を記載することが望ましい。
- ④ 関係機関への開示について保護者の同意を得る。
- ⑤ 「かがやき手帳」や「就学支援シート」等が作成されている場合は、これらを参考に作成する。
- ⑥ 作成した個別の支援計画の要点を、職員会議や学年部会等において教職員間で共有する。
- ⑦ 外部機関へ情報提供をする際は、事前に保護者の同意を得て、事後の報告を行う。

（３）個別の支援計画に基づく外部関係機関との連携

- ① 医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携

幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人一人の障害の状態や程度の専門的な判断、個々の障害の特性に基づく適切な指導が必要であることから、医療、心理、教育等の外部の専門家の導入や密接な連携が求められる（P26図3参照）。例えば、医師の判断により、幼児児童生徒が服薬をしている場合の薬効効果については、学校生活を含めた日常の様子観察や記録が重要な判断材料になるため、日常的な連携が極めて大切になる。

また、家庭生活を含めて包括的な支援が必要になる場合は、地域の医療、保健、福祉、労働等との連携が重要になるので、単一又は複数の市町村を網羅する支援体制との関連で対応を考えていくことが大切である。

これらの関係機関と個別の支援計画を作成し、それぞれの立場から支援内容を確認し合うことで、就学前から卒業後までの一貫した支援を行うことができる。したがって、特別な支援が必要であると判断された時点から個別の支援計画を作成し、各園・学校間や進路先へ引き継ぐことが望まれる。

- ② 個別の支援計画の作成に対する外部関係機関からの支援

専門家・支援チームや高等学校特別支援隊の巡回相談を活用することにより、実態把握と教育的判断、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成・評価、教育相談での助言等、個別ケースの解決に向けた一連の活動に対する支援が得られる。

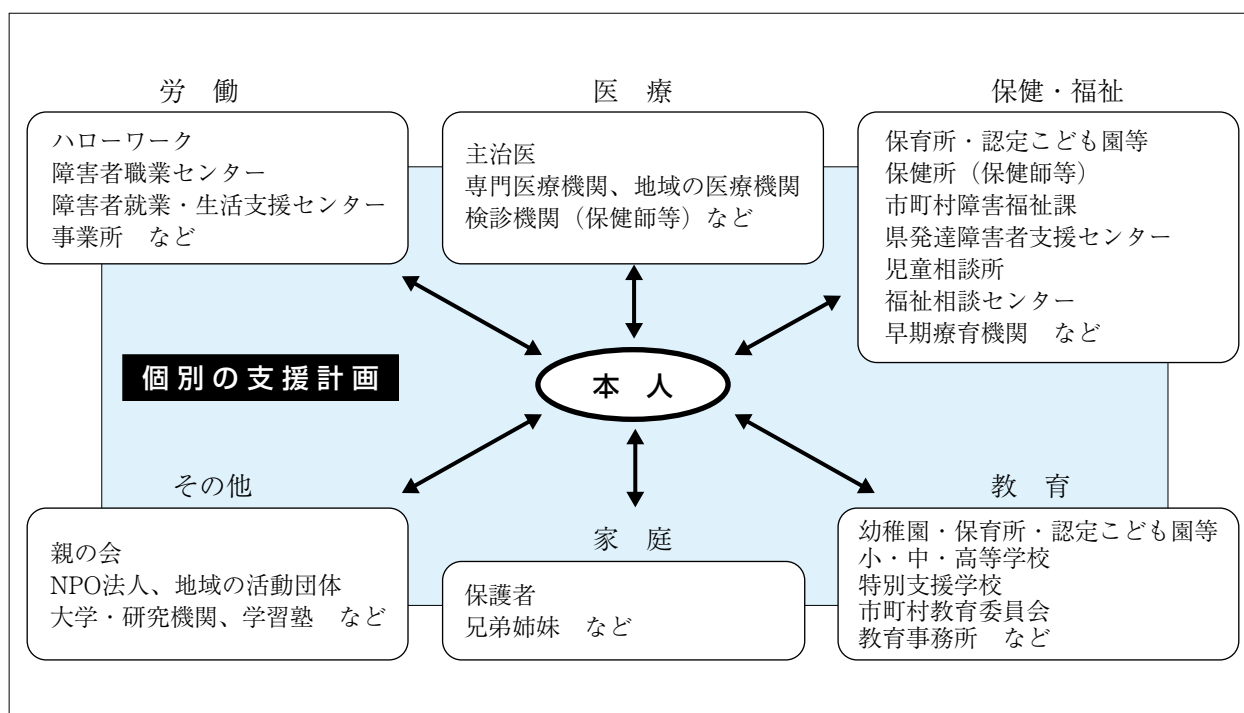


図3 関係機関との連携（例）

（４）個別の支援計画の評価

- ① 支援目標及び支援内容が適切であったかを評価する。
- ② 支援機関との連携は円滑であったかを評価する。
- ③ 支援目標と内容の改善を図る。
 - ・効果のあった支援とその要因を明確にする。
 - ・効果のなかった支援とその原因、不要になった支援を確認する。
 - ・新たに必要となった支援や継続する支援について、その内容や方法を確認する。
- ④ 次期計画を立案する。
 - ・支援期間（評価時期）を設定する。
 - ・新たな支援目標の設定と、支援内容や支援機関・担当者等を確認する。

（５）個別の支援計画に基づく継続的な教育相談及び進路指導

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら適切な「学びの場」を検討する必要がある。その際に、教育相談や個別の支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが求められる。

また、将来の進路を主体的に選択できるように、児童生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図ることが大切である。就職に当たっては、労働関係機関との連携を密にし、生活面や定着指導を含めた支援を進めることが重要である。さらに、卒業後に障害福祉サービスの利用等も想定されることから、市町村障害福祉担当課との連携を進めることも必要である。

これらの連携においても、個別の支援計画は支援の一貫性を保つ上で有効な資料となる。

－ 個別の支援計画等の作成の根拠 －

小学校、中学校学習指導要領（平成20年3月公示）及び高等学校学習指導要領（平成21年3月公示）では、総則第4（高等学校では第5款）「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において、障害のある児童生徒について、次のように明記されています（幼稚園においては、幼稚園教育要領第3章第3節2を、保育所等においては、保育所保育指針第4章1を参照）。

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ここで示されている、指導についての計画とは、個別の指導計画を指し、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画とは、個別の支援計画のことを指します。

－ 保護者や本人が支援を望まないときの指導・支援について －

保護者や本人が特別な教育的支援を望まない場合は、個別の支援計画は作成できません。しかし、個別の配慮以外にもできる支援があります。

例えば、ユニバーサルデザインの視点による授業づくりなど、どの幼児児童生徒にも有効な指導方法や支援方法を行い、対象幼児児童生徒の反応や変容を通常の指導記録として記しておきます。これをもとに連絡帳や面談等で保護者や本人に変容等を伝えることにより、共に成長を確認できるようにします。その際、「こんな方法でよりよい活動が認められた」というような事例を示したり、家庭で工夫している点などを質問したりすることは、保護者との信頼関係を高めつつ、共通理解を図る上で有効な手立ての一つです。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒はトラブルや失敗などを起こしがちで、学校や園からの連絡もそのような報告が多くなる傾向があります。このようなことが積み重なると、保護者も家庭での養育に自信を失う恐れがあります。「保護者支援」の視点も含み、子どもの成長を育む共同者として、信頼関係をより一層強めながら相談を進めるように努めます。

また、保護者を支援したり、障害理解を促したりする際に外部専門家の協力を得ることが有効な場合もあります。

5 個別の指導計画

「個別の指導計画」は、幼児児童生徒一人一人の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるように、各校（園）における教育課程（保育課程）や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の支援計画」を踏まえ、具体的に指導目標や内容、方法を盛り込んだ計画です。

当該幼児児童生徒や保護者の願いに基づいて、学級担任が園・校内委員会や関係者と連携して作成します。

（様式例） 平成 年度 **個別の指導計画** 【〇〇〇立〇〇〇学校】

氏名	〇〇 〇〇	性別	〇	学年・組	〇年〇組	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保護者氏名	〇〇 〇〇	連絡先	018〇-〇〇-〇〇〇〇（自宅）				
各種検査等	※これまで受けた心理検査等の検査名、検査月日、検査者、結果の概要を記入						
手帳の有無	（手帳の種類）（障害の程度）						
障害、疾病名	※医療機関からの診断名があれば記入						
現在の 実態	※疾病、体質・体調への配慮、生活リズム安全等 ※身辺自立、生活習慣、運動・動作など基本的な生活動作 ※聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど ※長所、興味・関心、大人や友達とのコミュニケーション、善悪の判断、指示理解、約束、遊び・交際、 集団への関わりなど						
本人・保護者 の 願い	※学習面、生活面、就学先等について本人・保護者の願いを記入						
目指す姿	※どのような姿を目指して指導するのかを記入 ①長期（1年） ②短期（1か月、3か月、学期等）						
優先順位	具体目標	指導の内容、具体的な手立て等			幼児児童生徒の変容	評 価	
1	※観察可能で、肯定的・具体的な目標を記入 【例】 ・15分以内に体育着に着替える。	※できる限り、具体目標を達成するための場面や具体的な手立てを記入 【例】 ・着替えの手順を書いた絵を掲示する。 ・タイムタイマーを使用する。 ・時間内に着替えができれば、好きなシールを与える。			※どのように幼児児童生徒の姿が変容したかを具体的に記入 【例】 ・自分でタイマーや手順表を操作しながら取り組んだ。成功率95%	※指導内容や手立ての妥当性有効性を記入 【例】 ・視覚的情報や目に見える評価は効果あり。	
<全体的な評価> ※対象幼児児童生徒の全体的な成長及び成果、課題から考察される今後の指導の方針を記入 ※年度末であれば、次年度の「目指す姿」、「具体目標」と「指導の内容、具体的な手立て等」を含む、引き継ぎ事項を記入							
学級担任名： 〇〇 〇〇 特別支援教育支援員名： ※配置されている場合に記入					特別支援教育コーディネーター名 〇〇 〇〇		

※「校内支援体制ガイドライン（改訂版）平成20年3月」の様式も使用可能です。

【記入者 〇〇 〇〇】

（1）個別の指導計画の作成対象

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒
- ② 通級指導教室を利用する児童生徒
- ③ 通常の学級に在籍し、学習・生活上、特別な支援を必要とする幼児児童生徒（以下）

- ・医療機関より発達障害等と診断されている幼児児童生徒
- ・定期的に療育・相談機関を利用している幼児児童生徒
- ・出身園・学校から個別の指導計画等の引継ぎがある幼児児童生徒
- ・特別支援教育支援員が配置されている幼児児童生徒
- ・その他、作成が必要と判断された幼児児童生徒（専門家・支援チーム等による判断）

（2）個別の指導計画の作成のポイント

- ① 目標の設定
 - ・1年後を見据えて、段階的で具体的な目標を設定する。
 - ※ 緊急性が高い場合は、短期の目標を設定する場合もある。
 - ・本人や保護者の希望や願い、緊急性、目標達成の可能性の高さ等から、優先順位を考える。
 - ・観察が可能で、複数の人が見ても同じような評価ができる目標にする。
 - ・本人主体で、肯定的な目標にする。
 - ② 指導内容・手立ての設定
 - ・一人一人の特性に配慮する。
 - ・教育課程との関連を明確にする（各教科等別の目標や指導内容、指導方法の明記）。
 - ・取り組みやすさ、継続のしやすさを考える。
 - ・言葉の指示だけではない、具体的な手立てにする。
 - ・段階的に支援を減らしていくことを計画に盛り込む。
 - ・意図的に褒めたり認めたり励ましたりするよう計画する。
- ※ 対象の幼児児童生徒の望ましい行動を引き出すための教師の行動計画を記載する。

- ◇ 目標や指導の内容・手立ての設定に当たっては、次の資料が参考になります。
- ・特別支援学校学習指導要領解説自立活動編
 - ・教育支援資料（文部科学省）
 - ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース（国立特別支援教育総合研究所）
 - ・特別支援学級については「特別支援学級新担任の手引」を参照してください。
（総合教育センターのホームページからダウンロードできます）

（3）個別の指導計画の評価

個別の指導計画に基づいて指導した結果、幼児児童生徒がどのように変わったか、目標や指導の内容・手立てが適切であったかを定期的に評価し、指導の改善を具体的に図ることが大切である。その際、幼児児童生徒のよい点や変容などを肯定的に評価する。

- ① 評価・改善の時期（目安）は半年後と1年後の年2回を基本とする。
緊急性の高い場合は3週間から1か月の範囲で期間設定をする。
- ② 幼児児童生徒の変容など、目標に対する評価から、成果と課題を分析する。
子どもの行動記録と、達成基準を基に判断する。
- ③ 教師等の指導・支援に対して評価をする。
目標が達成できない場合は、できるだけ早く、目標や指導の内容・手立て等を見直すよう努める。
- ④ 達成が観察できる具体的な頻度や回数等の表現を使って記述する。

6 学習面の指導

ユニバーサルデザインの視点により、全ての児童生徒の参加と理解を促進する「指導の工夫」を行った上で、必要に応じて「個別の配慮」や「個別指導」を行います（図4）。

（1）「指導の工夫」の観点と具体例

① 全ての子どもが参加できるような「指導の工夫」

- ・ 学級内の理解促進：間違いや分からないことを受容し、お互いを認め合う関係づくり
- ・ ルールの明確化：発言や聞く態度、ノートの書き方等のルールの明確化と共有
- ・ 刺激量の調整：光や音、室温への配慮。学習のねらいや活動に応じた教材の提示
- ・ 場の構造化：整理整頓、活動や動線を考慮した教材の配置
- ・ 時間の構造化：活動の順番や所要時間、終了時刻や目安時間の事前提示

② 全ての子どもが理解できるような「指導の工夫」

- ・ 焦点化：学習のねらいの焦点化
- ・ 展開の構造化：焦点化した学習のねらいを達成するための手立ての吟味
- ・ スモールステップ化：課題達成のための「踏み台」づくり（子どもの実態に応じて活用）
- ・ 視覚化：絵や図、具体物、表、グラフ等の活用
思考の過程をたどることができる板書
- ・ 動作化・作業化：話す、書く、操作する、作る等の活動をバランスよく設定
- ・ 共有化：話し合う、教え合う、協力し合う場面の設定

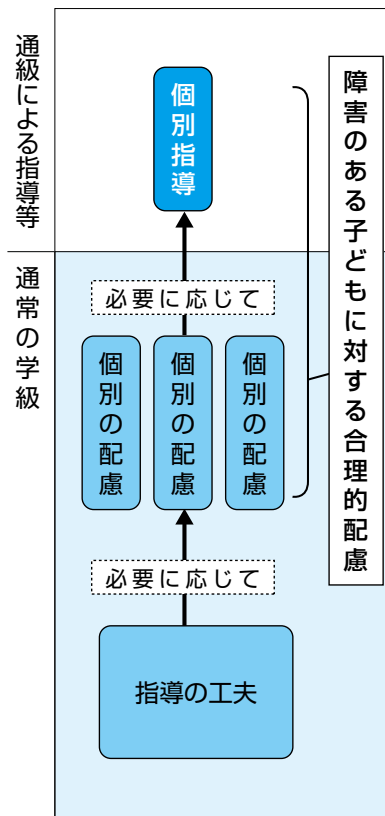


図4 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する学習指導の段階的支援例

－ 集団学習の場面における実践例 －

- ・ 準備：机上の整理の確認。教科書やノート等を準備するタイミングを指示する。
- ・ 導入：めあてや活動の流れ等を視覚的に示す。
- ・ 展開：今何が行われているのか、これから何をするのかを明示する。
活動時間や終了時刻を提示する。
発表のルールを明示する。学習活動に選択の機会を設定する。
- ・ まとめ：板書を活用して視覚的に確認する。
- ・ 発問：短い言葉で、具体的にゆっくり話す。
- ・ 指示：話す内容を焦点化する。肯定的に話す。視覚化をする。
- ・ 評価：肯定と称賛の言葉がけを行う。よかった内容と理由を全員の前で伝える。
- ・ 学習形態：個人、ペア、グループ、全体等、学習方法や内容に応じて実施する。

－ 「ユニバーサルデザインの視点による授業づくり」とは －

通常の学級の授業において、特別な教育的支援が必要な児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が主体的・意欲的に活動できるよう、授業への参加、学習内容の理解、習得・活用を促す指導・支援の工夫を指します。

（2）「個別の配慮」について

① 「個別の配慮」とは

- ・全体の授業に参加するための配慮であり、「授業の工夫」をした上で、必要に応じて実施する。したがって「個別の配慮」の成否は、全体の授業に参加できたかにより判断される。
- ・「個別の配慮」は、合理的配慮を具体化した支援の一つである。その効果を評価し、必要に応じて改善を図りながら引き継いでいくことが大切である。

② 「個別の配慮」の具体例

- ・聞 _____ く：注目していることを確認してから話す。
- ・話 _____ す：話したいことをよく聞き取り、整理し確認する。選択肢を用意する。
- ・読 _____ む：読む箇所が分かるように印を付ける。一緒に読む。
- ・書 _____ く：書く量を調整する。書く時間を確保する。
- ・計算する、推論する：視覚的な手がかりを使う。他の児童生徒の発言を参考にさせる。
- ・不注意傾向：机上に必要なものだけを置く。チェックリストを用意する。活動に付き添う。
- ・行動・情緒面：守るべきルールや約束を本人と決めておく。

（3）「個別指導」について

① 個別指導の場

◆通級による指導

通級による指導は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細やかに、かつ弾力的に提供する特別支援教育の形態である。通常の学級における授業においてもその効果が現れるよう在籍学級と連携して指導を行うことが重要である。

◆その他

学校の実情に応じて、特別支援学級の弾力的運用による個別指導や教員が臨時に個別指導を行う場合がある。

② 個別指導を実施する際の留意点

- ・通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づいて行われている。利用に当たっては、その対象と指導内容等を確認することが必要である。
- ・個別指導においては、問題数、難易度などに配慮すること、必要に応じて体験的な活動を取り入れること、興味・関心と関連づけた個別の教材を作成すること等、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた配慮をしながら行うことが重要である。

－ 通級による指導 －

- ・通級による指導は、小学校や中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対して特別な指導の場（通級指導教室）において、障害に応じた特別の指導を行うものです。
- ・指導の対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱です。
- ・通級指導教室では、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行います。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとして行います。
- ・学習障害、注意欠陥多動性障害等の通級指導教室では、①自己理解を深め、問題解決能力を高めること、②認知特性に応じた指導内容・方法の工夫により、学習の方略を身に付けることが目標となります。言い換えれば「自分の特徴を理解し、自分に合った学び方を理解すること」と言えます（集団で学ぶ力が付けば、通級による指導は終了）。
- ・効果的な指導を行うためには、在籍校・在籍学級が通級指導教室、家庭、関係機関と連携協力することが必要です。

7 行動面の指導

行動面の指導を行う際も、障害特性や発達段階等の実態を踏まえた効果的な指導が望まれます。どのような場面でどのような行動が見られるのか、日常の行動観察により幼児児童生徒一人一人の特性として理解し、対応を工夫することが必要です。

互いを認め合う望ましい人間関係の中で、成就感が得られる成功体験を積むことが大切です。

(1) 行動の理解と対応の基本方針

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒は、個別的な場面よりも集団生活の中でつまずきや困難を示している場合が多く見られる。できることとできないことの差が大きいため、能力的な遅れや偏りが分かりにくく、「わがまま」や「努力不足」「やる気がない」等の問題であると受け止められがちである。その結果、支援がないままに見逃されたり、無理強いするような対応をされたりするなど、適切な対応がなされずに、状態が改善されない場合も見られる。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒は、物事の見方、捉え方、感じ方などが他の幼児児童生徒と少し違う特性があると認識し、生活・対人面で問題があった場合においても、注意や叱責により改善していくことは難しいと捉え、対応することが大切である。

適切でない行動を減らしていくためには、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動の取り方を具体的に教えるようにする。適切でない行動には理由がある。まずは、怒りや不安、困惑などの気持ちを受け止めることが第一である。起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動後の結果など、前後関係を通して適切でない行動を生起させている要因を分析し、対応を考えることが肝要である（図5）。してはいけないことよりも望ましい認められる行動に意識を向けるようにする。そして、怒りや不安がすぐに適切でない行動につながらないように支援することで、問題を起こさずに済むという経験を積むことも大切である。人に危害が及ぶような危険なこと、絶対にしてはいけないことには毅然とした対応をするようにする。迷いのあるあいまいな対応や、人や時によって異なる対応は、本人を混乱させることから、一貫した対応が不可欠である。

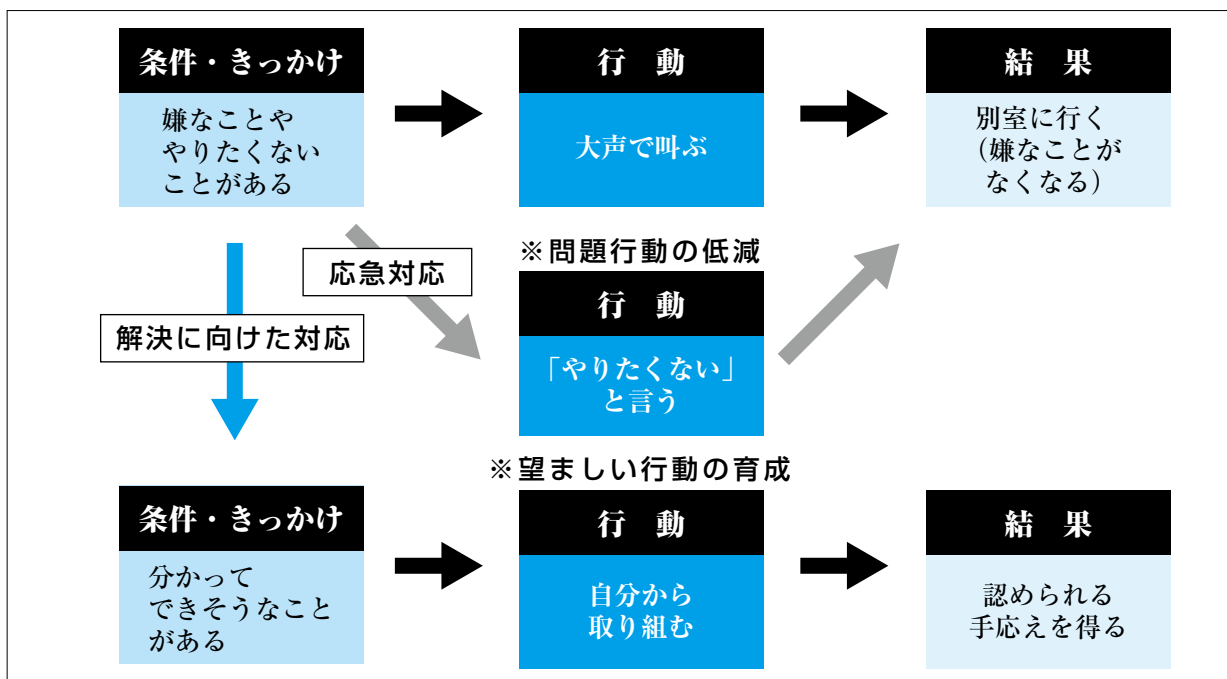


図5 「行動」の前後に着目した対応例

（2）指導上の配慮事項

- ◆ 自尊感情・自己肯定感の保持
 - ・ 幼児児童生徒自身の自尊感情に配慮することが重要である。支援内容について十分に説明し、納得の上で進めるようにする。
 - ・ 周りとの違いに気付き、自分に対する不安を取り除くためには、欠点の克服を促すよりも長所に注目し、認めていくことを優先する。
- ◆ 仲間づくりの指導
 - ・ 障害特性に関する理解は、教職員だけでなく周りの幼児児童生徒や保護者にも進める。障害による困難さや行動の特性、対応の理解を図ること。その際、教師が見本となり、望ましい関わり方を示すことが重要である。
 - ・ 集団を構成する全ての幼児児童生徒にとって、お互いを尊重し合えるよう配慮し、それぞれが活躍し、認め合えるような学級・ホームルーム経営を行うことが基本となる。
- ◆ 自己理解の支援
 - ・ 障害の受容を進めていくには、特性を個性として受け止めることが大切である。得意な面を伸ばすことを優先し、苦手な面は解決方法を相談しながら見いだせるよう支援する。
 - ・ 幼児児童生徒自身が抱えている悩みや課題について真摯に受け止め、相談できる人や場所を確保することも重要である。

（3）効果的な指導・支援例

- ◆ 忘れ物が多い。
 - ・ 必要なことを聞き逃したり、メモをとれなかったりする。
 - 口頭で説明するだけでなく板書したり、メモをとっているか確認したりする。
 - ・ 記憶することが苦手であったり、メモをなくしてしまったりする。
 - 持ち物を確認できるチェックカードや配付物を入れるケースを準備する。
- ◆ 約束やルールを守らない。
 - ・ ルールを理解していなかったり、自分の気持ちが先行してしまったりする。
 - 幼児児童生徒が分かる言葉で、絵や図など視覚情報も取り入れながら伝える。
 - 約束やルールを相談しながら一緒に決め、守れたときにはその場で認める。
 - 活動する前に、ルールを確認したり思い出すきっかけを与えたりする。
- ◆ 友達とトラブルになる。
 - ・ 相手の気持ちを想像できなかったり、相手から言われたことを文字どおりに受け止めたりする。
 - 相手の気持ちを言葉で伝えたり、絵や吹き出しなどを活用しながら、適切なやりとりについて確認したりする。
 - ・ 自分の気持ちを言葉でうまく伝えられない。
 - 絵カードを活用しながら、表情と気持ちを表す表現を一緒に確認する。
 - 適切な表現につなげるために、本人が言いたいことをくみ取り言語化する。

（4）指導において配慮したいこと

- ・ 同一の障害であっても、個々の特性や経験等が異なっているため、同じ指導が効果的とは限らない。一人一人に適した指導になっているか複数の教職員で確認し、個別ケース会議等で評価する。
- ・ いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれずその背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意し慎重に対応する必要がある。そのため、生徒指導担当は、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、適切な判断や必要な支援を行うための体制を整えておくことが重要である。

・ 幼児児童生徒への関わり方については、「学級担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック」が参考になります。（総合教育センターのホームページよりダウンロードできます）



Ⅲ 資料

※ 資料の各様式については、秋田県教育庁特別支援教育課のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/>

就学手続き

障害のある子どもの就学先決定に当たっては、市町村教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等を総合的に勘案して決定します。

適切な就学先決定ができるように、早期からの相談を行い、本人・保護者との合意形成を図ることが大切です。

<就学手続きの流れ>

内 容	要 点
早期からの教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して相談に当たり、保護者への十分な情報提供を行う。 ・保護者の心情に配慮し、保護者とともに子どもの将来について話し合う。
継続した教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就学までの見通しをもてるよう情報提供を行う。 ・学校見学や体験入学を通して、当該学校の学習内容等の理解を促す。
就学時の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・11月30日まで実施する。
就学先決定ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就学までの見通しをもてるよう情報提供を行う。 ・学校見学や体験入学を通して、当該学校の学習内容等の理解を促す。
就学先の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先の決定は、市町村の教育委員会が障害の状態、教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、専門家の意見、地域の状況等を総合的に勘案して行う。
就学通知	<ul style="list-style-type: none"> ・1月31日まで通知する。
入学説明会	
就学先への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・入学までの期間に、保護者、市町村教育委員会、在籍園（学校）、就学先の学校間で子どもの情報について、「就学支援シート」「個別の指導計画」「個別の支援計画」等を活用して引継ぎを行う。 ・子どもが安心して入学を迎えられるよう、保護者の協力を得て、事前に学校や通学路等を確認する。
継続的な教育相談 学びの場の柔軟な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・入学後も継続して教育相談を行い、学びの場の変更も含め、適切な指導や支援の方法等を定期的に見直す（個別の支援計画に基づき実施）。

援護制度

<障害者手帳>

障害者手帳の交付を受けることで、各種福祉援護制度が受けられます。

身体障害者手帳	・身体障害のある方が対象。障害の程度によって1～6級に区分
療育手帳	・知的障害のある方が対象。障害の程度によってA、Bに区分
精神障害者保健福祉手帳	・精神障害のある方が対象。障害の程度によって1～3級に区分

<障害福祉援護制度>

各市町村の福祉担当課に利用の申請が必要です。受けられるサービスは障害の程度等によって決まります。また、地域によって受けられるサービスが違う場合があります。

児童福祉法に基づく主なサービス

児童発達支援	・就学前の子どもに日常生活や集団生活への適応訓練等の支援
放課後等デイサービス	・放課後や長期休業中に、生活能力向上のために必要な訓練等

障害者総合支援法に基づく主なサービス

○在学中も受けられるサービス

短期入所	・施設等への短期間の入所をする場合、日常生活に必要な介護
コミュニケーション支援	・手話通訳者、要約筆記者等の派遣
移動支援事業	・移動が困難な方が円滑に外出することが出来るよう、移動のための支援
地域活動支援センター事業 日中一時支援事業	・創作的活動や生産活動の機会を提供、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等

○18歳以降に受けられる主なサービス

就労移行支援 就労継続支援（A型、B型）	・就労を希望する方に就労の機会を提供し、訓練等を実施（状態によって受けられるサービスに相違あり）
生活介護	・常時介護を必要とする人に日常生活面の介護や生産活動等
共同生活援助 （グループホーム）	・共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助

その他、医療助成や手当、公共料金の割引等様々な援護制度があります。

詳しくは各市町村福祉担当課にお問い合わせください。

関係機関（連絡先）

平成27年4月現在

1 特別支援学校

学校名	所在地	電話番号	教育 専門監	寄宿舎等
県立盲学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	018-889-8571		有
サテライト教室：センター教室（盲学校内）、花輪北小、上川沿公民館、神代小、大仙市大曲交流センター、朝倉小、横手市交流センター				
県立聾学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	018-889-8572		有
サテライト教室：鷹巣小、大仙市大曲交流センター				
県立秋田きらり支援学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	018-889-8573	○	病院隣接
県立比内養護学校	大館市比内町達子字前田野1-2	0186-55-2131	○	有
同 かつの分校	鹿角市花輪字案内2	0186-22-0253		施設隣接
同 たかのす分校	北秋田市七日市字家向49の内	0186-66-2128		施設隣接
県立能代養護学校	能代市真壁地字トトメキ沢135	0185-55-0691		有
県立養護学校天王みどり学園	潟上市天王字追分西27-18	018-870-4611	○	無
県立栗田養護学校	秋田市新屋栗田町10-10	018-828-1162	○	有
県立ゆり養護学校	由利本荘市水林456-3	0184-27-2630	○	有
同 道川分教室	由利本荘市岩城内道川井戸ノ沢84-40	0184-62-6136		病院内
県立大曲養護学校	大仙市大曲西根字下成沢122	0187-68-4123	○	有
同 せんぱく分教室	仙北市角館町田町上丁69-1	0187-42-8568		無
県立横手養護学校	横手市赤坂字仁坂105-1	0182-33-4166	○	施設隣接
県立稲川養護学校	湯沢市駒形町字八面寺下谷地33-2	0183-42-4424		施設隣接
秋田大学教育文化学部 附属特別支援学校	秋田市保戸野原の町7-75	018-862-8583		無

※「高等学校特別支援隊」の問い合わせ先は、下記の学校（事務局）です。
・高等学校特別支援隊事務局：比内養護学校、栗田養護学校、横手養護学校

2 県の教育機関

機関名	所在地	電話番号	備考
北教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1217	
同 鹿角出張所	鹿角市花輪字六月田1	0186-23-3302	
同 山本出張所	能代市御指南町1-10	0185-52-3369	
中央教育事務所	秋田市山王四丁目1-2	018-860-3244	
同 由利出張所	由利本荘市水林366	0184-22-3673	
南教育事務所	横手市四日町3-23	0182-32-1101	
同 仙北出張所	大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3477	
同 雄勝出張所	湯沢市千石町二丁目1-10	0183-73-1107	
県総合教育センター	潟上市天王字追分西29-76	018-873-7215	支援班

※「専門家・支援チーム」の問い合わせ先は、各教育事務所・出張所の特別支援教育担当指導主事です。

3 特別支援教育地域センター等

所在地(市)	設置小学校	電話番号	アドバイザー配置(勤務日)
鹿角市	鹿角市立花輪小学校	0186-23-3302	・鹿角出張所に対応
大館市	大館市立桂城小学校	0186-42-2262	○ (月・水・金)
北秋田市	北秋田市立鷹巣小学校	0186-62-9814 (専用)	○ (月・木・金)
能代市	能代市立湍城南小学校	0185-52-0468 (専用)	○ (火・木・金)
男鹿市	男鹿市立船川第一小学校	0185-24-3231	○ (月・水・金)
由利本荘市	由利本荘市立鶴舞小学校	0184-22-3558 (専用)	○ (火・木・金)
	(由利本荘市立岩谷小学校)	0184-65-2220	○ (週1日程度) ※相談ルーム
大仙市	大仙市立花館小学校	0187-63-1022	○ (月・水・金)
仙北市	仙北市立角館小学校	0187-63-3477	・仙北出張所に対応
横手市	横手市立朝倉小学校	0182-32-6070	○ (火・水・金)
湯沢市	湯沢市立湯沢西小学校	0183-72-5150	○ (月・水・金)
秋田市	秋田市教育研究所	018-865-2530	○ (月・水・金)

※各特別支援教育地域センターでは、特別支援教育アドバイザー等が相談に応じます。

4 通級指導教室

地区	通級指導教室設置校等	電話番号	主に言語障害対象	主にLD、ADHD対象
県北	鹿角市立花輪小学校	0186-22-0291 (直通)	○	
	大館市立桂城小学校	0186-42-4910 (直通)	○	○
	大館市立扇田小学校	0186-55-0043	○	
	大館市立第一中学校	0186-42-4177		○
	北秋田市立鷹巣小学校	0186-62-9814 (直通)	○	○
	北秋田市立鷹巣南中学校	0186-62-9007 (直通)		○
	能代市立湍城南小学校	0185-52-0468 (直通)	○	○
	能代市立第四小学校	0185-52-3239		○
県央	男鹿市立船川第一小学校	0185-24-3231	○	
	潟上市立大豊小学校	018-877-2068		○
	秋田市立中通小学校	018-833-5999 (直通)	○	○
	秋田市立旭南小学校	018-862-5977 (直通)	○	
	秋田市立土崎小学校	018-845-3271	○	○
	秋田市立桜小学校	018-836-6671 (直通)		○
	秋田市教育研究所 (秋田市立山王中学校)	018-865-2532 (直通)		○
	由利本荘市立鶴舞小学校	0184-22-3558 (直通)	○	○
	由利本荘市立矢島小学校	0184-56-2069		○
	にかほ市立象潟小学校	0184-43-2334	○	
にかほ市立仁賀保中学校	0184-36-2121		○	
県南	大仙市立花館小学校	0187-63-1022	○	○
	大仙市立大曲中学校	0187-63-2222		○
	仙北市立角館小学校	0187-54-2190 (直通)	○	○
	仙北市立生保内小学校	0187-43-0243	○	
	仙北市立角館中学校	0187-53-2411		○
	美郷町立六郷小学校	0187-84-1009		○
	横手市立朝倉小学校	0182-32-6070	○	○
	横手市立横手北中学校	0182-38-8600		○
	湯沢市立湯沢西小学校	0183-72-5150	○	○
	湯沢市立湯沢南中学校	0183-73-5145		○

5 福祉機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
発達障害者支援センターふきのとう秋田	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番128	018-826-8030
北児童相談所	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
中央児童相談所	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
南児童相談所	横手市旭川一丁目3-46	0182-32-0500
福祉相談センター	秋田市中通二丁目1-51	018-831-2301
精神保健福祉センター	秋田市中通二丁目1-51	018-831-3946

◆ 福祉援護制度の相談窓口：各市町村福祉担当課

6 労働機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
ハローワーク鹿角	鹿角市花輪字荒田82-4	0186-23-2173
ハローワーク大館	大館市清水1-5-20	0186-42-2531
ハローワーク鷹巣	北秋田市鷹巣字東中岱26-1	0186-60-1586
ハローワーク能代	能代市緑町5-29	0185-54-7311
ハローワーク秋田	秋田市茨島1-12-16	018-864-4111
ハローワーク男鹿	男鹿市船川港船川字新浜町1-3	0185-23-2411
ハローワーク本荘	由利本荘市石脇字田尻野18-1	0184-22-3421
ハローワーク大曲	大仙市大曲住吉町33-3	0187-63-0335
ハローワーク角館	仙北市角館町小館32-3	0187-54-2434
ハローワーク横手	横手市旭川1-2-26	0182-32-1165
ハローワーク湯沢	湯沢市清水町4-4-3	0183-73-6117
秋田障害者職業センター	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608
秋田県北障害者就業・生活支援センター	大館市泉町9-19	0186-57-8225
秋田県能代山本障害者就業・生活支援センター	能代市字長崎42-1	0185-88-8296
ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
由利本荘にかほ圏域障害者就業・生活支援センター E-Support	由利本荘市西目町沼田字新道下2-415	0184-44-8578
秋田県南障害者就業・生活支援センター サンワーク大曲	大仙市大曲戸巻町2-68	0187-88-8713
湯沢雄勝障害者就業・生活支援センター ばあとなあ	湯沢市両神15-1	0183-55-8650

※ハローワーク（公共職業安定所）：障害者の就職に係る専門官が配置され「求職登録、職業斡旋、職業相談」に対応するとともに、就職後のアフターケアまでサポートします。

※障害者職業センター：障害者の雇用促進のため、ハローワークと連携して「就職に向けた相談、能力判定、職業準備訓練、職場適応訓練、事業所への支援等を行います。専門のカウンセラーが配置されています。

※障害者就業・生活支援センター：就業支援担当者と生活支援担当者が配置され、就職を希望する障害者及び在職中の障害者が抱える課題に応じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

(様式例)

平成 年度

個別の支援計画

【 】

氏名		性別		学年・組		生年月日	平成	年	月	日
本人の希望や願い										
保護者の希望や願い										
教育的ニーズ										

作成日	平成	年	月	日 ()	作成者名					
評価日	平成	年	月	日 ()						
支援目標										
項目	支援内容				支援機関・担当者		評価			
総合評価										

上記の情報を支援関係者に開示することに同意します。

平成 年 月 日 保護者氏名

印

(様式例) 幼稚園・保育所・認定こども園等用

作成日	平成	年	月	日
評価日	平成	年	月	日

平成 年度

個別の指導計画

【

】

氏名		性別		クラス		生年月日	平成	年	月	日
保護者氏名			連絡先							
各種検査等										
手帳の有無										
障害、疾病名										
現在の 実態										
本人・保護者 の願い										
目指す姿										
優先順位	具体目標	指導の内容、具体的な手立て等				幼児の変容	評 価			
1										
<全体的な評価>										
クラス担任名： 特別支援教育支援員名：						特別支援教育コーディネーター名				

【記入者

】

(様式例) 小・中学校用

作成日	平成	年	月	日
評価日	平成	年	月	日

平成 年度

個別の指導計画

【 学校】

氏名		性別		学年・組		生年月日	平成	年	月	日
保護者氏名		連絡先								
各種検査等										
手帳の有無										
障害、疾病名										
現在の 実態										
本人・保護者 の願い										
目指す姿										
優先順	具体目標	指導の内容、具体的な手立て等				児童生徒の変容	評 価			
1										
<全体的な評価> 										
学級担任名： 特別支援教育支援員名：						特別支援教育コーディネーター名				

【記入者】

(様式例) 高等学校用

作成日	平成	年	月	日
評価日	平成	年	月	日

平成 年度

個別の指導計画

【 高等学校】

氏名		性別		学科・学年・組		生年月日	平成	年	月	日
保護者氏名				連絡先						
各種検査等										
手帳の有無										
障害、疾病名										
現在の 実態										
本人・保護者 の願い										
目指す姿										
項目	具体目標	指導の内容、具体的な手立て等				生徒の変容	評 価			
学習										
生活 ／ 行動										
<全体的な評価>										
学級担任名：					特別支援教育コーディネーター名：					

【記入者 〇〇〇】

(様式例)

特別支援教育に係る園・校内支援体制確認票

平成 年 月 日作成 (作成者:)				
園・学校名		校長(園長)氏名		
電 話		総括担当者氏名		
1 幼児児童生徒数	名 (うち通常の学級 名)			
	支援対象幼児児童生徒数: 名			
2 学 級 数	学級 (うち特別支援学級: 学級)			
			担任歴 年	
			担任歴 年	
3 園・校 内 委 員 会	(1) 形 態	独自の委員会 (名称:)		
		既存の園・校内組織を活用 (名称:)		
	(2) メンバー			
	(3) 特別支援教育 コーディネーターの職・氏名			
	(4) 開催予定	月 日		
		月 日		
月 日				
4 特別支援教育支援員の氏名				
5 特別支援教育に関する研修計画	月 日			
	月 日			
	月 日			
6 外部関係機関との連携		☎		
		☎		
		☎		
		☎		
		☎		

(様式例)

平成 年度 特別支援教育の年間計画

月	園・校内委員会	個別ケース会議等

園・学校名：

園・校内研修	関係機関との連携・活用等

園内支援体制の充実度点検シート 〈幼稚園・保育所・認定こども園等用〉

施設名 _____

実施日 年 月 日

記入者 _____

当てはまるものに○を入れ、要素ごとのチェック数をグラフに記入し、線で結びます。

A 園内委員会の設置と活動

- 特別支援教育に関する年間計画が立てられ、教職員で共通理解されている。
- 園内委員会が運営計画に位置付けられ、定期的あるいは必要に応じて開催されている。
- 気がかりな乳幼児について、特別な支援の必要性の判断が園内委員会において行われている。
- 乳幼児・保護者への具体的な支援の方法や評価について検討が行われている。
- 園内委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。

B 特別支援教育コーディネーター

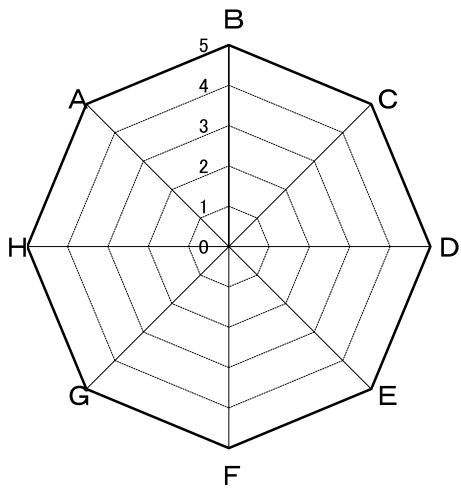
- コーディネーターが園務分掌に明記され、教職員や保護者に周知されている。
- コーディネーターが、保育を参観するなど対象乳幼児の実態把握をしている。
- コーディネーターが、担任等の悩みをよく聞き、園内委員会で必要に応じて話し合われている。
- 外部機関との連携について、コーディネーターが中心になって園内委員会で話し合われている。
- コーディネーターが中心になって、研修会等を計画している。

C 個別の指導計画・支援計画

- 乳幼児の実態を適切に捉えて個別の指導計画を作成している。
- 個別の支援計画を家庭や関係機関の情報を十分に取り入れて作成している。
- 個別の指導計画・支援計画が関係教職員である程度の期間で評価され、見直し、修正が行われている。
- 個人情報の取り扱いに留意して、個別の指導計画・支援計画が引継ぎも含めて活用されている。
- 乳幼児を誰がどのように支援していくか、個別の支援計画で役割分担が明確になっている。

H 教職員の共通理解

- 乳幼児の支援について、教職員・支援員等が定期的に話し合う場が設定されている。
- 特別な支援が必要な乳幼児の情報は、担任のほか関係教職員・管理職も把握している。
- 特別支援教育について園内での研修会が設けられ、ほとんどの教職員が参加している（予定がある）。
- 指導に生かすことができる情報を日常的に教職員間で交換している。
- コーディネーターを中心として、必要に応じて情報交換をしている。



D 乳幼児への支援

- 乳幼児の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性を共通理解している。
- 必要な支援内容を整理し、目標や方法を明確にしている。
- 乳幼児の支援について人的支援や場所が確保されている。
- 支援を担当する者が定期的に情報交換し、評価している。
- 乳幼児の変容について、随時、保護者と確認をしている。

G 管理職のリーダーシップ

- 園経営の内容（評価）に特別支援教育が位置付けられている。
- 園内支援体制の充実のための、園務分掌の確認、または見直しが行われている。
- 教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（園内外での会議や園便り等で）。
- 管理職が特別支援教育の研修会に参加している（予定がある）。
- 教職員を特別支援教育の研修会に計画的に参加させている。

F 関係機関との連携

- コーディネーターや教頭・主任が、関係機関への連絡等を行う役割を担っている。
- 気がかりな乳幼児について、前籍園等から情報を得ている。
- 地域の特別支援教育に関する情報が随時届き、全職員が知っている。
- 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援方策の決定・評価に際しては、「専門家・支援チーム」のほか特別支援学校等から支援を得られる状況にある。
- 幼児が卒園する場合は、就学先に必要な情報を伝えている（伝えることとしている）。

E 保護者との連携

- 保護者から乳幼児への関わり方のコツや、園への要望などを十分に聞いている。
- 連絡帳や電話で、乳幼児の様子について保護者に伝えている。
- 個別の指導計画・支援計画を活用して、保護者と十分に意見交換している。
- 保護者との面談には、コーディネーターや管理職なども適宜参加している。
- 保護者に園外の相談機関や学習会の案内など情報提供ができています。

※個別の指導計画・支援計画とは、「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を指します。

校内支援体制の充実度点検シート 〈学校用〉

当てはまるものに○を入れ、要素ごとのチェック数をグラフに記入し、線で結びます。

学校名 _____

実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者 _____

A 校内委員会の設置と活動

- 特別支援教育に関する年間計画が立てられ、教職員で共通理解されている。
- 校内委員会が運営計画に位置付けられ、定期的あるいは必要に応じて開催されている。
- 気がかりな児童生徒について、特別な支援の必要性の判断が校内委員会において行われている。
- 児童生徒・保護者への具体的な支援の方法や評価について検討が行われている。
- 校内委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。

B 特別支援教育コーディネーター

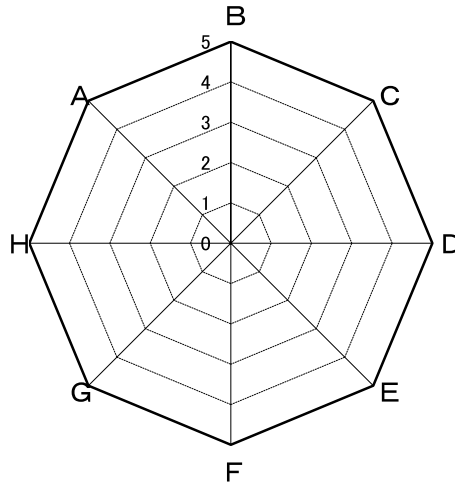
- コーディネーターが校務分掌に明記され、教職員や保護者に周知されている。
- コーディネーターが、授業を参観するなど対象児童生徒の実態把握をしている。
- コーディネーターが、担任等の悩みをよく聞き、校内委員会で必要に応じて話し合われている。
- 外部機関との連携について、コーディネーターが中心になって校内委員会で話し合われている。
- コーディネーターが中心になって、研修会等を計画している。

C 個別の指導計画・支援計画

- 児童生徒の実態を適切に捉えて個別の指導計画を作成している。
- 個別の支援計画を家庭や関係機関の情報を十分に取り入れて作成している。
- 個別の指導計画・支援計画が関係教職員である程度の期間で評価され、見直し、修正が行われている。
- 個人情報の取り扱いに留意して、個別の指導計画・支援計画が引継ぎも含めて活用されている。
- 児童生徒を誰がどのように支援していくか、個別の支援計画で役割分担が明確になっている。

H 教職員の共通理解

- 児童生徒の支援について、教職員・支援員等が定期的に話し合う場が設定されている。
- 特別な支援が必要な児童生徒の情報は、担任のほか関係教職員・管理職も把握している。
- 特別支援教育について校内での研修会が設けられ、ほとんどの教職員が参加している（予定がある）。
- 指導に生かすことができる情報を日常的に教職員間で交換している。
- コーディネーターを中心として、必要に応じて情報交換をしている。



D 児童生徒への学習・生活支援

- 児童生徒の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性を共通理解している。
- 必要な支援内容を整理し、目標や方法を明確にしている。
- 児童生徒の学習・生活支援について人的支援や場所が確保されている。
- 学習・生活支援を担当する者が定期的に情報交換し、評価している。
- 児童生徒の変容について、随時、保護者と確認をしている。

G 管理職のリーダーシップ

- 学校経営の内容（評価）に特別支援教育が位置付けられている。
- 校内支援体制の充実のための、校務分掌の確認、または見直しが行われている。
- 教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（校内外での会議や学校便り等で）。
- 管理職が特別支援教育の研修会に参加している（予定がある）。
- 教職員を特別支援教育の研修会に計画的に参加させている。

F 関係機関との連携

- コーディネーターや教頭が、関係機関への連絡等を行う役割を担っている。
- 気がかりな児童生徒について、前籍校（園）から情報を得ている。
- 地域の特別支援教育に関する情報が随時届き、全職員が知っている。
- 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援方策の決定・評価に際しては、「専門家・支援チーム」のほか特別支援学校等から支援を得られる状況にある。
- 児童生徒が卒業する場合は、進路先に必要な情報を伝えている（伝えることとしている）。

E 保護者との連携

- 保護者から児童生徒への関わり方のコツや、学校への要望などを十分に聞いている。
- 連絡帳や電話で、児童生徒の様子について保護者に伝えている。
- 個別の指導計画・支援計画を活用して、保護者と十分に意見交換している。
- 保護者との面談には、コーディネーターや管理職なども適宜参加している。
- 保護者に学校外の相談機関や学習会の案内など情報提供ができています。

※個別の指導計画・支援計画とは、「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を指します。

SEN児童生徒チェックリスト

個人に関する情報

フリガナ		生年月日	
児童生徒氏名			
在籍校		学年	年
評価年月日		年齢	
評価者氏名		関係	

<評価・判定方法>

○ チェックリストⅠ

・「ない」は0点、「まれにある」は1点、「時々ある」は2点、「よくある」は3点とし、該当項目数に応じて領域ごとに評価点を算出する。評価点が12ポイント以上の領域において「該当する」と判定。

○ チェックリストⅡ

・「ない、もしくはほとんどない」及び「ときどきある」は0点、「しばしばある」「非常にしばしばある」は1点とし、該当項目数に応じて領域ごとに評価点を算出する。評価点が6ポイント以上の領域において「該当する」と判定。

○ チェックリストⅢ

・「いいえ」は0点、「多少」は1点、「はい」は2点とし、該当項目数に応じて評価点を算出する。評価点が22ポイント以上の場合に「該当する」と判定。

<チェックリストの取扱いについて>

このチェックリストは、文部科学省の全国実態調査の質問項目を整理したもので、秋田県の学校、及び専門家・支援チームで活用する際にこの名称を使っています。このチェックリストの結果のみで、児童生徒をLDやADHD等と判断することのないようにご注意ください。

また、個人情報保護の観点から、このシートの上部にある個人を識別するための情報については、必要な場合以外は入力しないことをおすすめします。このシートに入力した内容は、自動的に他のシートに転記されます。

総合判定

チェックリスト	領域	評価点	判定	備考
Ⅰ	聞 く			
	話 す			
	読 む			
	書 く			
	計 算 す る			
	推 論 す る			
Ⅱ	不 注 意			
	多 動 性 ・ 衝 動 性			
Ⅲ	対人関係やこだわり等			

※ 本チェックリストは、秋田県総合教育センター支援班 特別支援教育担当のホームページからもダウンロードできます。
<http://www.akita-c.ed.jp/~ctok/>

<チェックリストⅠ> 「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」

領域	No.	チェック項目	ない	まれにある	時々ある	よくある	評価点
聞く	1	聞き間違いがある(「知った」を「行った」と聞き間違える)					
	2	聞きもらしがある					
	3	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい					
	4	指示の理解が難しい					
	5	話合いが難しい(話合いの流れが理解できず、ついていけない)					
話す	6	適当な速さで話すことが難しい(たどたどしく話す。とても早口である)					
	7	ことばにつまることがある					
	8	単語を羅列することが多く、文が短く内容的に乏しい話をする					
	9	思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい					
	10	内容をわかりやすく伝えることが難しい					
読む	11	初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える					
	12	文中の語句や行を抜かしたり、また繰り返して読んだりする					
	13	音読が遅い					
	14	勝手読みがある(「いきました」を「いました」と読む)					
	15	文章の要点を正しく読みとることが難しい					
書く	16	読みにくい字を書く(字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けない)					
	17	独特の筆順で書く					
	18	漢字の細かい部分を書き間違える					
	19	句読点が抜けることがあり、正しく打つことができない					
	20	限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書けない					
計算する	21	学年相応の数字の意味や表し方についての理解が難しい(三千四十七を30047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている)					
	22	簡単な計算が暗算でできない					
	23	計算をするのにとても時間がかかる					
	24	答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい(四則混合の計算。2つの立式を必要とする計算)					
	25	学年相応の文章題を解くのが難しい					
推論する	26	学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい(長さやかさの比較。「15cmは150mm」ということ)					
	27	学年相応の図形を描くことが難しい(丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図)					
	28	事物の因果関係を理解することが難しい					
	29	目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい					
	30	早合点や、飛躍した考え方をする					

<チェックリストⅡ> 「不注意」「多動性－衝動性」

領域	No.	チェック項目	ない、 もしくは ほとんど ない	時々 ある	しばしば ある	非常に しばしば ある	評価点
不注意	1	学校での勉強で、細かいところまで注意をはらわなかったり、不注意な間違いをしたりする					
	2	課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい					
	3	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい					
	4	指示に従えず、また最後まで仕事をやり遂げない					
	5	学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい					
	6	集中して努力を続けなければならない課題(学校の勉強や宿題など)を避ける					
	7	学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう					
	8	気が散りやすい					
	9	日々の活動で忘れっぽい					
多動性・ 衝動性	10	手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする					
	11	授業中や座っているべき時に席を離れてしまう					
	12	きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする					
	13	遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい					
	14	じっとしていない。また何かかに駆り立てられるように活動する					
	15	過度にしゃべる					
	16	質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう					
	17	順番を待つのが難しい					
	18	他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする					

<チェックリストⅢ> 「対人関係やこだわり等」

No.	チェック項目	いいえ	多少	はい	評価点
1	大人びている。ませている				
2	みんなから、「〇〇博士」「〇〇教授」と思われている(例:カレンダー博士)				
3	他の子どもは興味をもたないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」をもっている				
4	特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんとは理解していない				
5	含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受け止めてしまうことがある				
6	会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある				
7	言葉を組み合わせて、自分だけにしか分からないような造語を作る				
8	独特な声で話すことがある				
9	誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す(例:舌を鳴らす、咳払い、喉を鳴らす、叫ぶ)				
10	とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある				
11	いろいろなことを話すが、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない				
12	共感性が乏しい				
13	周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言うてしまう				
14	独特な目つきをすることがある				
15	友達と仲よくしたいという気持ちはあるけれど、友達関係をうまく築けない				
16	友達のそばにはいるが、一人で遊んでいる				
17	仲のよい友人がいない				
18	常識が乏しい				
19	球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない				
20	動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある				
21	意図的でなく、顔や体を動かすことがある				
22	ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることもある				
23	自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる				
24	特定の物に執着がある				
25	他の子どもたちから、いじめられることがある				
26	独特な表情をしていることがある				
27	独特な姿勢をしていることがある				

引用・参考文献

- ・小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案） 平成16年1月 文部科学省
- ・特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申） 平成17年12月8日 中央教育審議会
- ・特別支援教育の推進について（通知） 平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知
- ・特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 平成21年6月 文部科学省
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
平成24年7月23日 中央教育審議会
- ・教育支援資料 平成25年10月 文部科学省
- ・生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省
- ・改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A 平成24年3月26日 文部科学省編著
- ・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（改訂版） 平成20年3月 秋田県教育委員会
- ・学級担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック 平成23年3月 秋田県総合教育センター
- ・特別支援学級新担任の手引 平成23年4月 秋田県総合教育センター
- ・通級指導教室の利用ガイド 平成24年4月 秋田県教育委員会
- ・高等学校における特別支援教育ガイド 平成25年4月 秋田県教育委員会
- ・Q&A障害のある子どもの就学事務手続（平成26年度版） 平成26年9月 秋田県教育委員会
- ・国立特別支援教育総合研究所ホームページ
- ・「個別の教育支援計画」による支援の実際 平成24年3月 東京都教育委員会
- ・指導資料 鹿児島県総合教育センター
- ・特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために 山口県教育委員会
- ・必携・特別支援教育コーディネーター 相澤雅文、清水貞夫、三浦光哉著 クリエイツかもがわ
- ・個別の指導計画の作成と活用 相澤雅文・佐藤克敏編著 クリエイツかもがわ
- ・特別支援教育の理論と実践 I 概論・アセスメント 特別支援教育士資格認定協会編 金剛出版
- ・特別支援教育の理論と実践 II 指導 特別支援教育士資格認定協会編 金剛出版
- ・LD・ADHD等関連用語集（第3版） 一般社団法人日本LD学会編
- ・文学授業のユニバーサルデザイン 桂 聖、小貫 悟編著 東洋館出版社
- ・授業のユニバーサルデザインVol.7 授業のユニバーサルデザイン研究会編 東洋館出版社
- ・秋田県式「授業の達人」10の心得 矢ノ浦勝之著 小学館



秋田県 特別支援教育校内支援体制ガイドライン(三訂版)
平成27年3月発行

編集・発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 特別支援教育課

TEL:018-860-5135 FAX:018-860-5136

E-mail:tokubetu@pref.akita.lg.jp

U R L :<http://www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/>
